琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日本政府現地出先機関（熱帯農研沖縄支所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 農林省, 熱帯農業研究センター沖縄支所, 農林省設置法, 米国政府, 口上書交換, 米国農務省, 熱帯農業研究センター, 補償措置, 移転問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43434

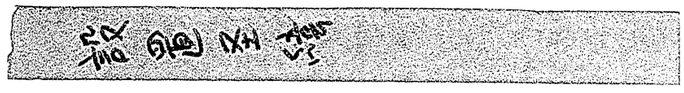

44. 1. 20
5. 20

44. 1. 20

5. 20

アメリカ局長
参事官
北米課長

熱帯農業研究センター沖縄支所の設置について

KK/.20
米北

1. 客年12月25日農林省農林水産技術会議事務局 甕 (そのく) 事務官外1名が来訪し(佐藤、吉川応接)、農林省は熱帯農業研究センター沖縄支所の設置を計画し、KK会計年度予算要求中なる旨説明し、おわせて、同支所設置に関する米側との交渉の進め方につき当省の指導を要請した。

2. これに対し、佐藤より個人的見解なりとして、

(1) 米側への申し入れは、在京米大使館または諮問委員会を通ずる方法が考えられるが、行政チャネル(予算)を通ずるかは、要求が認められ、農林省の計画案がある程度かたまった後に検討

することといたく、(2) この意味において沖縄支所設置の趣旨(特に支所設置が沖縄にとって有益なる点を強調したもの)を述べた資料を当省に送付ありたい旨回答(準備)した。

3. 1月21日同事務官は再度来訪の上(吉川応接)、センター関係予算が認められたこと(うち沖縄関係は運営費、施設費、調査費等約1千万円、別添1)(2) 通常国会に提案(案)予定の全般的な農林省設置法改正案のなかに沖縄支所設置が含まれているので、法制化されるまではなお日時を要するが、改正案は2月7日の閣議にかけるので同日以降の適当な時期に米側に申し入れ

さられたく、（申し入れ趣旨別添2）その方法
手段は全て外務省に一任する旨述べた。

4. 右に対し、吉川より、交渉方法等については
上司に報告の上その指示にもることといたした
い旨、また個人的感触としては別添趣旨の内容は
結構と存ずるも、米側の来訪の一体化云々は、
さきの政府調査団の報告書を引用した方が
米側への説得にも有利と思う旨述べておいた。
（農林省にて趣旨と更訳の予定）。

5. 佐藤がアームストロングに非公式に連絡2後
ところ、同は訪問事でとりあげるのが適当と考える
旨述べたので、事前に同に別件説明書
を手交し（非公式に説明した）後、（2）の件のみ
以降に訪問者でとりあげることとしたら
如何と考える。（佐藤）

（01）

外務省

別添1

昭和44年度確定額報

昭和44.1.17

農林省農林水産技術会議事務局

（単位千円）

事　　項	43年度予算額	44年度内示額（第一次）	追加額	確定予算額	備　　考
Ⅰ．熱帯農業研究センターの運営に必要な経費	(20,498)	0	46,298	46,298	定数40名（沖縄支所を含む）
Ⅱ．熱帯農業研究センターの施設整備に要する経費	0	0	(11,826)	(11,826)	研究室，書庫 「農林水産試験研究機関の施設整備に必要な経費」に一括計上
Ⅲ．熱帯農業研究の推進に要する経費	81,535	102,517	8522	111,039	
1）国内試験研究調査経費	5,356	5,356	0	5,356	研究管理経費
2）海外研究，調査員派遣事業費	59.763	80,409	0	80,409	在外研究員 長期　25人 短期　4人
3）熱帯農業研究推進事務費	12,158	12,491	0	12,491	資料，情報活動
4）熱帯農業研究交流費	4,258	4,261	0	4,261	シンポジウム及研究管理者招へい
5）国内共同研究実施経費	0	0	3,531	3,531	国内共同研究員 8人 外国研究者招へい 2人
6）沖縄支所設置調査費	0	0	4,991	4,991	
合　　計	(20,498) 81,535	102,517	(11,826) 58,124	(11,826) 157,337	

別添2

昭．44．1．20

熱帯農業研究センター沖縄支所（仮称）の設置について

農　林　省

熱帯および亜熱帯地域への農業協力の要請に対し，かつわが国の農業研究の発展に資することを目途に，農林省は昭和44年度，熱帯農業研究センター（仮称）を設置することを予定している。

このセンターは本所を東京都におき，研究推進のための企画および管理ならびに研究の実施を行なうとともに，熱帯とくに東南アジア地域に研究員を派遣して現地研究を実施するほか，沖縄に支所を設けて亜熱帯の農業技術に関する現地研究を行なうこととしている。

作物・気象など熱帯とかなりの共通性を有する亜熱帯の農業技術に関する研究を行なうことは，熱帯農業研究の成果の亜熱帯への適用および熱帯温帯間の作物馴化等の面で極めて重要であるほか，沖縄支所の設置が沖縄農業の振興のために寄与するところ大なるものがある。すなわち，

(1) 沖縄支所の設置は，沖縄の基幹作目たる稲，さとうきび，パインアップル，肉畜等に関する試験研究を拡充強化することにより，農業生産の振興に寄与する。

(2) 沖縄は，その気象条件，作物等からみて，温帯条件下の本土の農業とはかなり異なる面をもつており，その農業技術の直接的導入のみでは困難な点が多く，広く，熱帯および温帯の農業から優れた品種系統栽培技術等を導入しつつ地域に適合する品種，技術体系を確立することが必要である。この意味から，熱帯農業研究の一環として設置される沖縄支所の果す役割は大きい。

(3) 沖縄支所は，沖縄における既存の試験研究機関の諸活動との不要な重複をさけつつ，つねに密接な連絡・協力を確保し，研究を効果的に進めることが必要であり，その諸活動を通じて沖縄における農業研究の総合的レベルアップと研究者の資質の一層の向上に寄与することが期待される。

(4) なお，近年琉球政府は熱帯農業研究に関する機関の設置に強い熱意を示し，数次にわたる設置要請が行なわれているが，沖縄支所の設置はこれらの要望に十分応えうるものと考えられる。

また，沖縄支所の設置は，本土との一体化施策推進の一環として，本土と沖縄との有力なきづなとなりうるであろう。

参考

昭.44.1.20

熱帯農業研究センター[redacted]の設置について

農林水産技術会議事務局

1. 趣　　旨

わが国は，アジアにおける農業先進国として，域内開発途上諸国の農業の発展を助長してゆくべき国際的使命を担つている。このため海外技術協力事業による協力活動が次第に活発化しているが，アジア諸地域の多様な自然条件と社会経済的発展の段階に対応して，これら地域に適合する農業技術を確立してゆくためには，長期的視点に立つた組織的な研究の展開が必要不可欠となつている。

先進諸外国の例をみると，植民地統治時代からの長い伝統と豊富な研究蓄積をもつとはいえ，現在もなお尨大な国内組織と陣容を擁して，これら地域を対象とする研究活動が精力的に実施されている。

しかるに，わが国の場合，昭和４１年度に着手した熱帯農業研究は，これら地域諸国の研究機関への研究者の派遣によつて，研究活動を実施しているとはいえ，例えば第一次派遣研究者の帰国にあたつてこれを受入れるべき研究の中核組織が未整備のため，研究蓄積が分散するおそれがあると同時に，国内既存研

究機関の研究者の熱帯農業研究への参加意欲を換起するに充分ではない。

これらの問題点を解決し，今後熱帯農業研究を効率的に推進するため国内の既存研究機関の研究蓄積と能力の活用をはかりつつ，組織的に研究を実施するための中核組織として熱帯農業研究センター[redacted]を農林省の附属機関として設置する必要がある。

2. 措　　置

(1) 熱帯農業研究センターの本所および沖縄支所は，昭和４４年１０月１日発足を目途として農林省設置法の改正を行なう。

(2) 熱帯農業研究センターの組織は別紙のとおりとし，その定員は，昭和４４年度[redacted]名をもつて発足し，昭和４７年度までに所要の規模の機関とする。

(3) 熱帯農業研究センターの本所の所在地は筑波研究学園都市への移転までの間東京都とし，支所の所在地は沖縄とする。

(4) 熱帯農業研究センターの本所の施設は当面必要最少限のものとするが筑波研究学園都市への移転にあたつては所要の施設を整備するものとする。

(5) 沖縄支所の施設については，昭和４４年度より３ケ年をもつて整備をはかるものとする。

3. 熱帯農業研究センターの性格および機能

熱帯農業研究センターは，上述の趣旨にのつとり，国内既存研究機関の蓄積と能力の活用を図りつつ，熱帯農業（林業を含む）に関する技術研究の組織的推進の中核機関として，大凡次の性格および機能をもつものとする。

(1) 熱帯農業研究の組織化

ア 現在わが国のアジア地域の農業研究に関する活動は，昭和４１年度に開始した熱帯農業研究推進のほか，ＦＡＯ等，国際機関への研究者派遣および，コロンボプラン等に基づく農業専門家の派遣など，多岐に亘つて行なわれている。これらの諸活動は，それぞれ，そのねらいと，研究実施の態様に差異があるとは云え，研究活動という面で同質性を有しているとともに，派遣者の相当数が既存国立研究機関の研究者である点に特徴がある。これらの実態に鑑み，熱帯農業研究の効果的な推進にあたつては，これら諸種の対外活動を包括して，技術会議の行なう研究の基本的な企画立案等のもとに，研究活動の組織化と効率化をはかる必要がある。

イ 研究を組織的，効率的に実施するにあたつては，熱帯農業研究に対する能力を有しかつ意欲に燃える中堅的な専任研究者を確保することが必要不可欠であるが，一方国内の

既存研究機関の研究能力を十分に活用することが重要であることはいうまでもない。このことは，より本質的には熱帯農業研究が既存研究機関の研究分担により，その研究領域の拡大等を通じて，わが国の農業研究に裨益すると云う意義を持つものであり，熱帯農業研究と国内における農業研究は唇歯の関係を保つて前進する必要があるからである。例えば，わが国の作物研究においても熱帯地域における作物の生理，生態，育種に関する研究およびその成果がきわめて大きな影響をもつことは，水稲早期栽培の着想が，熱帯地域における稲作の経験に端を発していることからも明らかである。

これらの点に鑑み，本センターは基幹となる研究者を擁するほか，共同研究員制度を設けて既存研究機関との有機的連携を確保し，熱帯農業研究を組織的に行ないうるような性格の機関とするものである。

(2) 熱帯農業研究の研究的機能

ア 熱帯農業研究は熱帯農業に関する実用的技術の確立を目途として実施されるが，その研究段階のあるものについては，現地における研究施設の整備，維持，資機材の調達が当面困難なものが少なくない。したがつて，これら施設の利用および資機材の供給を必要とする研究部門，例えば環

境制御による作物病害虫の生理，生態，防除に関する研究，土壌分析，作物成分分析，分類同定などは国内において実施するものとする。

このため，熱帯気象条件を再現する隔離実験施設としてのファイトトロン，分析施設等熱帯農業研究推進上必須の特殊施設を整備する必要がある。

イ　熱帯農業研究は現地における応用的，実用的研究を主体とするものであり，その性格上，現地における研究が中心となる。このため，現地研究施設の整備が必要となるが，現段階においては，熱帯地域にわが国独自の研究施設を設けることについてはかなりの難点がある。したがつて当面これら地域については研究者を派遣して，受入国との協力のもとに研究を行なうものとする。

一方，作物，気象など熱帯とかなりの共通性を有する亜熱帯の農業技術に関する研究を併せて行なうことは，熱帯農業研究の成果の亜熱帯への適用および熱帯温帯間の作物馴化等の面で極めて重要であり，可能な現地においてこれらの試験研究を実施することが望ましい。

沖縄は，その自然条件からみて上記試験研究実施の適切な場であると同時に，沖縄農業の振興上試験研究の強化・拡充の必要性が叫ばれている。

このような観点から，沖縄に支所を設け，稲，さとうきび，パインアップル，肉畜飼育等に関する現地研究を行なうものとし，併せて，その成果の広くアジア亜熱帯地域農業への適用を図るものとする。

(3)　熱帯農業技術に関する情報蓄積センター機能

ア　熱帯農業に関する文献および諸情報を一元的に収集整理し，国内研究者のみに限定せず，広く海外の研究者の利用にも供するとともに，国内および海外，とくに東南アジア諸国を対象とする農業技術情報サービスの提供を行なう資料，情報センターとして整備する。

イ　熱帯農業研究についての情報交換および研究に関する意識の高揚の場として国際的シンポジュームの開催等広く海外との研究交流を強化するものとする。

(4)　熱帯農業に関する研究者および技術者の研修センター的機能

現在，熱帯農業に関する研究者および技術者は内外において著しい不足に直面しており，しかもその需要は，ますます増大の傾向にある。これらの実態に対処して広く内外における熱帯農業関係研究者，技術者の養成を実施することが望ましい。従つて，熱帯農業研究センターの人的，物的充実と相まつて研修機能の充実を図ることを目途とする。

〔別　紙〕

昭和４４年度組織および定数

組　織	総定数	研究職定数					行政職定数
		1等級	2等級	3等級	4等級	小　計	
所　長	1	1				1	
庶務課	4						4
企画調査室	5	1	1	2	1	5	
研究部	28	1	11	16		28	
沖縄支所	2	1		1		2	
計	40	4	12	19	1	36	4

熱帯農業研究管理室長
星　出　暁

農林省農林水産技術会議事務局
〒一〇二　東京都千代田区九段北一丁目二番三十号
電話　〇三（二六二）一八一一（代）

昭・43. 8. 6.

熱帯農業研究センター（仮称）の設置について

農林水産技術会議事務局

1. 趣　　旨

わが国は，アジアにおける農業先進国として，域内開発途上諸国の農業の発展を助長してゆくべき国際的使命を担つている。このため海外技術協力事業による協力活動が次第に活発化しているが，アジア諸地域の多様な自然条件と社会経済的発展の段階に対応して，これら地域に適合する農業技術を確立してゆくためには，長期的視点に立つた組織的な研究の展開が必要不可欠となつている。

先進諸外国の例をみると，植民地統治時代からの長い伝統と豊富な研究蓄積をもつとはいえ，現在もなお尨大な国内組織と陣容を擁して，これら地域を対象とする研究活動が精力的に実施されている。

しかるに，わが国の場合，昭和41年度に着手した熱帯農業研究は，これら地域諸国の研究機関への研究者の派遣によつて，研究活動を実施しているとはいえ，例えば第一次派遣研究者の帰国にあたつてこれを受入れるべき研究の中核組織が未整備のため，研究蓄積が分散するおそれがあると同時に，国内既存研

究機関の研究者の熱帯農業研究への参加意欲を換起するに充分ではない。

これらの問題点を解決し，今後熱帯農業研究を効率的に推進するため国内の既存研究機関の研究蓄積と能力の活用をはかりつつ，組織的に研究を実施するための中核組織として熱帯農業研究センター（仮称）を農林省の附属機関として設置する必要がある。

2. 措　　置

(1) 熱帯農業研究センターの本所および沖縄支所は，昭和44年10月1日発足を目途として農林省設置法の改正を行なう。

(2) 熱帯農業研究センターの組織は別紙のとおりとし，その定員は，昭和44年度43名をもつて発足し，昭和47年度までに所要の規模の機関とする。

(3) 熱帯農業研究センターの本所の所在地は筑波研究学園都市への移転までの間東京都とし，支所の所在地は沖縄とする。

(4) 熱帯農業研究センターの本所の施設は当面必要最少限のものとするが筑波研究学園都市への移転にあたつては所要の施設を整備するものとする。

(5) 沖縄支所の施設については，昭和44年度より3ケ年をもつて整備をはかるものとする。

3. 熱帯農業研究センターの性格および機能

熱帯農業研究センターは，上述の趣旨にのつとり，国内既存研究機関の蓄積と能力の活用を図りつつ，熱帯農業（林業を含む）に関する技術研究の組織的推進の中核機関として，大凡次の性格および機能をもつものとする。

(1) 熱帯農業研究の組織化

ア 現在わが国のアジア地域の農業研究に関する活動は，昭和４１年度に開始した熱帯農業研究推進のほか，ＦＡＯ等，国際機関への研究者派遣および，コロンボプラン等に基づく農業専門家の派遣など，多岐に亘つて行なわれている。これらの諸活動は，それぞれ，そのねらいと，研究実施の態様に差異があるとは云え，研究活動という面で同質性を有しているとともに，派遣者の相当数が既存国立研究機関の研究者である点に特徴がある。これらの実態に鑑み，熱帯農業研究の効果的な推進にあたつては，これら諸種の対外活動を包括して，技術会議の行なう研究の基本的な企画立案等のもとに，研究活動の組織化と効率化をはかる必要がある。

イ 研究を組織的，効率的に実施するにあたつては，熱帯農業研究に対する能力を有しかつ意欲に燃える中堅的な専任研究者を確保することが必要不可欠であるが，一方国内の

既存研究機関の研究能力を十分に活用することが重要であることはいうまでもない。このことは，より本質的には熱帯農業研究が既存研究機関の研究分担により，その研究領域の拡大等を通じて，わが国の農業研究に稗益すると云う意義を持つものであり，熱帯農業研究と国内における農業研究は唇歯の関係を保つて前進する必要があるからである。例えば，わが国の作物研究においても熱帯地域における作物の生理，生態，育種に関する研究およびその成果がきわめて大きな影響をもつことは，水稲早期栽培の着想が，熱帯地域における稲作の経験に端を発していることからも明らかである。

これらの点に鑑み，本センターは基幹となる研究者を擁するほか，共同研究員制度を設けて既存研究機関との有機的連携を確保し，熱帯農業研究を組織的に行ないうるような性格の機関とするものである。

(2) 熱帯農業研究の研究的機能

ア 熱帯農業研究は熱帯農業に関する実用的技術の確立を目途として実施されるが，その研究段階のあるものについては，現地における研究施設の整備，維持，資機材の調達が当面困難なものが少なくない。したがつて，これら施設の利用および資機材の供給を必要とする研究部門，例えば瑕

境制御による作物病害虫の生理，生態，防除に関する研究，土壌分析，作物成分分析，分類同定などは国内において実施するものとする。

このため，熱帯気象条件を再現する隔離実験施設としてのフアイトトロン，分析施設等熱帯農業研究推進上必須の特殊施設を整備する必要がある。

イ　熱帯農業研究は現地における応用的，実用的研究を主体とするものであり，その性格上，現地における研究が中心となる。このため，現地研究施設の整備が必要となるが，現段階においては，熱帯地域にわが国独自の研究施設を設けることについてはかなりの難点がある。したがつて当面これら地域については研究者を派遣して，受入国との協力のもとに研究を行なうものとする。

一方，作物，気象など熱帯とかなりの共通性を有する亜熱帯の農業技術に関する研究を併せて行なうことは，熱帯農業研究の成果の亜熱帯への適用および熱帯温帯間の作物馴化等の面で極めて重要であり，可能な現地においてこれらの試験研究を実施することが望ましい。

沖縄は，その自然条件からみて上記試験研究実施の適切な場であると同時に，沖縄農業の振興上試験研究の強化・拡充の必要性が叫ばれている。

このような観点から，沖縄に支所を設け，稲，さとうきび，パインアツプル，肉畜飼育等に関する現地研究を行なうものとし，併せて，その成果の広くアジア亜熱帯地域農業への適用を図るものとする。

(3)　熱帯農業技術に関する情報蓄積センター機能

ア　熱帯農業に関する文献および諸情報を一元的に収集整理し，国内研究者のみに限定せず，広く海外の研究者の利用にも供するとともに，国内および海外，とくに東南アジア諸国を対象とする農業技術情報サービスの提供を行なう資料，情報センターとして整備する。

イ　熱帯農業研究についての情報交換および研究に関する意識の高揚の場として国際的シンポジユームの開催等広く海外との研究交流を強化するものとする。

(4)　熱帯農業に関する研究者および技術者の研修センター的機能

現在，熱帯農業に関する研究者および技術者は内外において著しい不足に直面しており，しかもその需要は，ますます増大の傾向にある。これらの実態に対処して広く内外における熱帯農業関係研究者，技術者の養成を実施することが望ましい。従つて，熱帯農業研究センターの人的，物的充実と相まつて研修機能の充実を図ることを目途とする。

〔別　紙〕

昭和４４年度熱帯農業研究センターの組織および定数

		４４年度定数	指定職	研究職定数			行政職定数
				1等級	2.3.4等級	小計	
所長		1	1				
	総務課	4					4
	企画調査室	6		1	4	5	1
	研究部	２９		2	２７	２９	
	沖縄支所	3		1	1	2	1
計		４３	1	4	３２	３６	6

熱帯農業研究の推進について

昭和43年9月25日

農林省農林水産技術会議事務局

熱帯農業研究管理室

熱帯農業研究の推進について

1. 熱帯農業研究の必要性

熱帯および亜熱帯（以下「熱帯等の地域」という），とくに東南アジアは温度と降雨に恵まれ，農業生産力発展の巨大な可能性を包蔵している。歴史的にもこれらの地域が欧米諸国の植民地であつた時代に宗主国は，国際的に流通する商品農産物の生産を対象としたエステート農業の開発に努め，またわが国もかつて台湾，南洋群島等に熱帯農業に関する試験研究機関を有し，その研究成果が熱帯農業の改善に多大の貢献をなしてきたことは周知のとおりである。

しかるに戦後においては欧米先進国では，国際協力のみならず，単独にも熱帯農業に対する研究投資を活ぱつに行ない，農林業の試験研究の領域を拡大しつつあるのに反し，わが国においては，戦後熱帯農業に関する研究はほとんど顧みられず，わずかに少数の研究者がコロンボ計画その他の国際技術協力の場を通じて熱帯農業に接触する機会を有するにすぎず，極東における農業先進国としてこの面でのたち遅れが目立つている。よつて，わが国としてもこの際熱帯農業研究を急速に推進する必要があるが，その主な理由は，次のとおりである。

(1) 熱帯農業に関する技術の向上

東南アジアをはじめとする熱帯等の地域の諸国は，最近における急激な人口増加によつて，食糧問題が深刻化し，これらの地域における諸国の経済発展を甚しく阻害している。この問題を基本的に解決するためには，これらの地域の農林業

を発展させることが必要でありその基礎となる農林業の技術向上を図ることが先決である。

(2) わが国が必要とする農林産物の供給の円滑化

一方熱帯等の地域の主要な輸出産品が，農林産物であり，わが国の国民所得の上昇に伴う農産物需要の増大傾向に鑑みても今後これらの地域からの一次産品の供給に依存する度合いが高まることは必至である。また熱帯地域はすでに多くの加工産業に原材料を供給しているが，これら加工産業の合理化には，熱帯の農林産物の特性について，正確な知識を必要とし更にはその品質改良や，新規利用面の開発の緊要性も加わるであろう。

このような意味からも我国として熱帯農業研究を推進する大きな意義がある。

(3) わが国農林業試験研究の向上

わが国の農林業試験研究の水準は，西欧先進国と較べてもそん色がないが，わが国には熱帯地域に起源した農作物が少なくなく，農作物の育種，農業生産資材利用研究等の効率化，動植物防疫の徹底等わが国農林業の立場からもその試験研究領域を拡大するとともに熱帯を場とした農林業試験研究の国際的交流を通じて，その水準を更に高めることが肝要である。

2. 熱帯農業研究の推進状況

前記の趣旨に鑑み，農林省は昭和４１年度より熱帯農業研究の推進に着手し，当面在外研究員の派遣による研究の展開を中心として，下記のとおり各種事業を実施している。

(1) 在外研究員の派遣

昭和４１年度より，農林省職員（農事試験場定員）を在外研究員として，第１表のとおり東南アジア諸国の現地研究機関に派遣し研究を実施している。

第１表 在外研究員の派遣状況

国名	研究部門	氏名	派遣機関	派遣出発月日	派遣期間	研究課題
タイ	水稲土壌肥料	小山雄生	タイ農業省米穀局技術部	42. 6.12	2年	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究
	水稲虫害	日高輝展	同上	43. 4. 8	2	稲作害虫の生態と防除に関する研究
	土壌	松口竜彦	同上	43. 4. 8	2	タイ国水田土壌における微生物学的研究
	獣疫	徳田悟一	タイ口蹄疫研究所	42. 9. 1	1	口蹄疫に関する研究
フイリピン	水稲育種	金田忠吉	国際稲研究所	43. 2.26	2	インデイカ水稲の育種に関する研究
	水稲栄養	倉島健次	同上	43. 7. 1	2	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究
カンボデイア	野鼠	関勝	日・カ友好農業技術センター	42.12. 3	2	野鼠の生態と防除に関する研究

国名	研究部門	氏名	派遣機関	派遣出発月日	派遣期間	研究課題
マレイシア	水稲育種	永井阜太郎	ブンボンリマ稲作試験地	42. 4. 9	2年	交雑育種における組合せ能力の検定に関する研究
	水稲栽培	杉本勝男	テロチエンガイ稲作試験地	42. 4. 8	2	水稲かんがい栽培に関する研究
インド	利用加工	水田昂	インド食糧技研究所	42.11.20	2	熱帯農産物の食品的利用に関する研究
	畑作	大森武	インド農業研研所	43. 2.26	1	マイロの育種に関する研究（熱帯地域におけるマイロの品種に関する研究）
	〃	御子柴晴夫	同上	43. 2.26	1	熱帯におけるトウモロコシ品種の生態に関する研究
セイロン	水稲育種	今井隆典	セイロン中央農業研究所	43. 3.24	2	インディカ水稲品種の特性に関する研究
	水稲病害	松本省平	同上	42. 3.24	2	イモチ病の菌系に関する研究
	〃	田部井英夫	同上	43. 2.12	1	いね白葉枯病に関する研究

これを国別，専門別に整理すれば，第２表のとおりである。

第２表　在外研究員の国別専門別一覧

専門＼国		タイ	カンボディア	フィリピン	マレイシア	インド	セイロン	計
水稲	育種			○	○		○	3
	栽培				○			1
	栄養生理	○		○				2
	土壌肥料	○						1
	害虫	○						1
	病理						○○	2
	野鼠		○					1
畑作	メイズ育種					○		1
	マイロ育種					○		1
加工						○		1
獣疫		○						1
計		4	1	2	2	3	3	15

昭和４３年度には，さらに東南アジア諸国に新規５名を派遣するほか海外悪性伝染病に関する研究のため，英国および米国に各１名の研究者を派遣する。

(2)　海外調査

熱帯農業研究の円滑な推進に資するため，昭和４１，４２年度に熱帯等の地域における農業事情等の概況および専門分野別の事情調査，在外研究員派遣に関する現地事情の調査等のほか，先進国における熱帯農業に関する試験研究体制等に

ついて次のとおり調査を実施した。

(ア) 東南アジア諸国

第3表 海外調査(東南アジア諸国等)

年度	調査課題	調査国	調査期間	氏名	所属
四十一年度	東南アジア諸国の農業事情調査	タイ・カンボディア・マレイシヤ・シンガポール・セイロン・パキスタン・中華民国	41. 5. 7 ～ 41. 6.16	小倉武一	農林水産技術会議会長
				石倉秀次	農林水産技術会議事務局熱帯農業技術研究業務室長
	インドにおける農業事情調査	インド	41.10. 2 ～ 41.11. 2	星出暁	農林水産技術会議事務局研究調査官
				上村光男	食糧研究所長
				山田登	農事試験場次長
	フイリピン・インドネシアにおける農業事情調査	フイリピン・インドネシア	41.11.21 ～41.12. 25	瀬古秀生	農事試験場長
				鳥山国士	中国農業試験場作物部作物第1研究室長
				近藤毅夫	農林水産技術会議事務局研究調査官補佐
				鈴木皓	九州農業試験場環境第2部
	東南アジア諸国における禾穀類の研究事情調査	カンボディア・インド・中華民国	42. 3.19 ～ 42. 4. 9	村上寛一	農業技術研究所生理遺伝部遺伝科第2研究室長
				杉山信太郎	長野県農業試験場

年度	調査課題	調査国	調査期間	氏名	所属
四十一年度	東南アジア諸国における家畜衛生の研究事情調査	カンボディア・タイ	42. 3. 5 ～ 42. 3.25	山口本治	家畜衛生試験場技術連絡室長
				徳田悟一	家畜衛生試験場研究第2部
	東南アジア諸国における野鼠の研究事情調査	カンボディア・タイ・マレイシア	42. 3.19 ～ 42. 4. 8	宇田川竜男	林業試験場保護部鳥獣第1研究室長
				樋口輔三郎	林業試験場北海道支場
	東南アジア諸国における水稲虫害の研究事情調査	タイ・マレイシア	42. 3.20 ～ 42. 4. 8	湖山利篤	農事試験場環境部虫害第1研究室長
				日高輝展	東北農業試験場栽培第1部
	東南アジア諸国等における茶業研究事情調査	インド・セイロン	42. 3.20 ～ 42. 4.14	勝尾清	茶業試験場枕崎支場茶樹第1研究室長
				安間舜	茶業試験場枕崎支場
	熱帯農業技術研究推進条件調査	タイ・マレイシア	42. 3.26 ～ 42. 4. 9	紙谷貢	農業総合研究所海外部
				戸谷昭夫	農林水産技術会議事務局研究調査官補佐
				大城裕行	農林水産技術会議事務局総務課
四十二年度	在外研究員の管理指導調査	タイ・マレイシア・インド・セイロン	42. 7.23 ～ 42. 8.14	石倉秀次	農林水産技術会議事務局研究参事官

年度	調査課題	調査団	調査期間	氏名	所属
四二年度	在外研究員の管理調査	インド．セイロン	43. 1.24 ～ 43. 2.22	星出 暁	熱帯農業研究管理室長
				土屋晴男	熱帯農業研究管理室
	東南アジアにおける水稲病害の調査（シラハガレ病）	カンボデイア．タイ．マレイシア．フイリピン．台湾	42.11.26 ～ 42.12.26	脇本 哲	農業技術研究所病理昆虫部病理科細菌第１研究室長
				上原達雄	熱帯農業研究管理室
	家畜衛生事情および防疫体制の調査	インドネシア．タイ	43. 2. 6 ～ 43. 2. 25	柴田重孝	家畜衛生試験場研究 第１部長
	マレイシアにおける農業水利に関する調査	マレイシア	43. 3. 4 ～ 43. 4.16	中川昭一郎	農業土木試験場土地改良部土地改良第５研究室長
				前川和良	東海農政局計画部技術課
	マレイシア連邦サバ州における農業事情調査	マレイシア（サバ州）	43. 3.29 ～ 43. 4.30	紙谷 貢	農業総合研究所海外部
				藤井定吉	農事試験場作業技術部作業技術第１研究室長
	沖縄における農業事情の視察	沖 縄	42.12.18 ～ 42.12.24	小倉武一	農林水産技術会議会長
				内山泰孝	熱帯農業研究管理室室長補佐

(イ) 先進国のおこなつている熱帯農業研究体制

第４表 先進国における熱帯農業研究事情調査

年度	調査地域	調査国	調査期間	氏名	所属
41年度	ヨーロツパ	イギリス．フランス．イタリア．	42. 1.30 ～ 42. 2.21	馬場 赳	農業技術研究所生理遺伝部長
				剣持浩裕	農林水産技術会議事務局総務課 課長補佐
				伊藤 全	家畜衛生試験場
	アフリカ	セナガル．ナイジエリア．ケニア	42. 2.22 ～ 42. 3.19	馬場 赳	（略）
				伊藤 全	（略）
42年度	北．中．南米	アメリカ．トリニダート．スリナム．ブラジル．メキシコ	42.11. 9 ～ 42.12.10	松実成忠	農林水産技術会議事務局研究調査官
				菊地文雄	農業技術研究所生理遺伝部遺伝科

43年度には熱帯農業に関する専門事項５項目について調査を行なうほか太洋州地域における熱帯農業研究実施状況を調査する。

(3) 資料収集および広報活動

昭和４１年度より熱帯農業研究に関する図書資料を収集整備するとともに，国内の農業技術研究者等に対して，熱帯農業の研究の現状を周知させる和文資料（熱帯農研集報）ならびに熱帯等の地域の農業技術者に対し，わが国の農業試験研究成果のうち同地域の農業技術の向上に資しうると考えられる成果を紹介した英文資料（ＪＡＲＱ）等の刊行配布を実施

しており，昭和４３年度も継続する。

現在までに刊行した資料は，次のとおりである。

ＪＡＲＱ　Ｖｏｌ．１，　№１～№４

Ｖｏｌ．２，　№１～№４

熱帯農研集報　№１～№８

資料№１　タイ国の米穀経済

資料№２　インドにおける農業関係試験研究事情調査報告書

資料№３　フイリピン，インドネシアにおける農業関係試験研究事情調査報告書

資料№４　東南アジアにおける農業関係試験研究事情調査報告書（部門別）

資料№５　ヨーロッパ，アフリカにおける農業関係試験研究事情調査報告書

叢書第１号　図説セイロンのそ菜と果実

叢書第２号　東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発

Ⅰ　タイ国のかんがい排水について

(4)　研究交流

わが国および東南アジア諸国の農業試験研究者ならびに研究管理者の交流を行ない，熱帯農業研究の円滑な推進に資するため，昭和４２年度には東南アジア等８ケ国および１研究所（国際稲研究所）より９名の研究者を招へいして，稲病害に関するシンポジウムを開催するとともに，タイ，マレーシア，セイロンの３ケ国の農業試験研究管理者を招へいし熱帯

農業研究の実施方針および計画について意見を交換した。

昭和43年度には，去る９月２から８日にわたり，フイリピン，タイ，インドネシア，インド，パキスタンおよび国際機関（国際メイズ小麦改良センター）から９名の専門家を招へいして「東南アジア諸国のとうもろこし生産の現状と今後の諸問題」に関するシンポジウムを開催したが，更に，１０月には，マレーシア，インドネシア，セイロンから研究管理者を招へいし，意見の交換を行なう予定である。

(5)　委託研究

熱帯農業に関する調査研究のうち，大学，民間団体等に委託するのが適当と考えられる事項について，昭和４１年度より下記の調査を委託してきた。４３年度においては，新課題を加えて継続実施する。

第５表　委　託　研　究

課　　題	委　託　先	４１年度	４２年度	４３年度
熱帯農産物の利用開発に関する研究	熱帯農業学会々長　佐々木　喬	○	○	○
東南アジアにおける溜・既排水による農業開発に関する調査研究	京大農学部教授　富士岡　義一	○	○	○
東南アジアにおけるそさい生産状況等に関する調査研究	日大農獣医学部教授　江口庸雄	○	○	

課題	委託先	41年度	42年度	43年度
東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布に関する研究	日大農獣医学部教授 石井進	○	○	○
熱帯林業問題の文献的考証	熱帯林業協会々長 三浦伊八郎	○	○	
東南アジアにおける土壌環境諸条件に関する調査研究	京大・東南アジア研究センター 川口桂三郎		○	○
東南アジアにおける気象環境諸条件に関する研究	日本農業気象学会会長 武田京一			○
農業技術用語に関する研究	日本農学図書館協議会々長 古島敏雄		○	○

3 組織

昭和41年度に農林水産技術会議事務局に熱帯農業研究業務室を組織し，定員14名（うち研究職10名）により業務を進めてきたが，42年6月1日より，熱帯農業研究管理室として発足し定員25名（うち研究職20名）と拡充され，更に43年度に研究職が4名追加されている。

室長 ―― 室長補佐 ―― 企画係　1名
　　　　　　└ 管理係　2名

農事試験場　研究職24名（うち海外派遣20名）

4. 予算措置

熱帯農業研究の推進に要する経費として昭和43年度予算額は第6表のとおり84.972千円が計上されている。

第6表　昭和43年度熱帯農業研究推進関係予算

区分	42年度予算額（補正後）	43年度予算額	説明
（組織）農林水産技術会議			
（項）農林水産技術振興費			
（熱帯農業研究の推進に要する経費	66.439	84.972	対前年度比較　128%
1. 試験研究調査経費	2.533	2466	
(1) 研究管理費	1.833	1.833	在外研究員の研究状況の調査・連絡等のための旅費ならびに国内の関連研究状況・施設等の調査旅費
(2) 熱帯農業研究推進打合会経費	700	613	熱帯農業研究の進め方・問題点等についての打合会開催費
2. 在外研究員派遣事業費	32262	53877	在外研究員派遣のための旅費および試験研究費
(1) 東南アジア　継続	32.262	45.679	15人・8月，3月に2回帰国・自動車6台・4.602千円を含む。
(2) 〃　新規	0	4.761	5人・44年1月派遣
(3) 先進国	0	3.437	（海外悪性伝染病防除） 米国1人9ケ月分， 英国1人6ケ月分
3. 在外調査員派遣事業費	6.656	6.655	
(1) 東南アジア	4.540	4.539	5人・専門項目について約1ケ月・東南アジアで調査

区　　分	42年度 予算額 (補正後)	43年度 予算額	説　　明
(2) 先進国	2.116	2.116	大洋州における熱帯農業研究状況の調査
4. 資料活動事業費	10.698	10.725	
(1) 資料収集整備費	7.704	7.732	文献，資料等の収集，整理，保管
(2) 広報活動事業費	2.994	2.993	JARQ，熱帯農研集報その他資料の出版等
5. 熱帯農業研究交流費			
シンポジウム			「東南アジア諸国のとうもろこし生産の現状と今後の諸問題」（10人，7日間招へい）
研究管理者招へい			東南アジア等の研究管理者招へい（3人，10日間招へい）
6. 熱帯農業研修費	1.789	1.433	新規在外研究員5人及び在外調査員（除先進国）5人の語学研修費
7. 熱帯農業研究調査委託費	2.910	2.910	継続5件，新規1件
8. 試験研究体制整備費	5.335	2.668	新規在外研究員用機械の購入，輸送

昭和４４年度熱帯農業研究推進関係要求予算

農林水産技術会議事務局
43. 9. 18

事　　項	前年度予算額	４４年度要求額	備　　考
	千円	千円	
Ⅰ．熱帯農業研究センターの運営に必要な経費	0	51,879	熱帯農業研究を効率的に推進するため，国内の既存研究機関の研究蓄積と能力の活用をはかりつつ，組織的に研究を実施するための中核組織として熱帯農業研究センター（仮称）を農林省の附属機関として設置する。 ４４年１０月１日発足　当初定数　４３名 本所を東京に，支所を沖縄におく。
Ⅱ．熱帯農業研究センターの施設整備に必要な経費	0	63,508	熱帯農業研究センター本所は，筑波研究学園都市への移転までの間，東京都とし，当面必要最少限の施設を整備する。　沖縄支所については，昭和４４年度より３カ年をもつて整備をはかるものとし，昭和４４年度は必要な基礎調査を行なう。 本所施設　研究室　２６７㎡，書庫　４０㎡ 宿舎施設　１６戸分
Ⅲ．熱帯農業研究の推進に要する経費	84,972	159,071	
1. 国内試験研究調査経費	5,356	17,234	
1）在外研究管理調査費	1,313	1,315	在外研究員の研究状況の調査，指導および連絡調整を行なう。
2）熱帯農業研究推進会議費	1,133	1,219	熱帯農業に関する調査研究の企画，立案ならびに研究推進打合会議等を開催する。
3）研究委託費	2,910	14,700	熱帯農業技術に関する調査研究を大学，民間団体等の専門家，専門機関に委託する。
2. 海外研究調査員派遣費	63,200	111,178	
1）在外研究員派遣費	56,545	105,180	東南アジア地域各国に研究員長期２５名，短期４名（前年度長期２０名）を派遣して熱帯農業に関する試験研究を実施するとともに，先進国の熱帯農業研究機関に研究員３名を派遣して研究員の養成につとめる。
2）在外調査員派遣費	6,655	5,998	東南アジア地域各国の農業の主要分野について調査員を派遣して，試験研究活動の実情を把握するとともに在外研究員の現地指導を行なう。

事　　項	前年度予算額	44年度要求額	備　　考
	千円	千円	
3. 熱帯農業研究推進事務費	12,158	13,572	
1）資料情報活動費	10,725	11,653	熱帯農業研究に必要な図書資料の整備を行なうとともに，わが国農業の試験研究の状況，熱帯農業研究の実情および研究成果等を広く内外に紹介するため，出版広報活動を行なう。
2）研修費	1,433	1,919	新規派遣在外研究員1.2名および在外調査員6名の語学研修費
4. 熱帯農業研究交流費	4,258	4,993	
1）シンポジウム開催費	3,448	4,046	東南アジア地域各国および国際的熱帯農業研究機関の研究員をわが国に招へいして「水稲の施肥栽培」に関するシンポジウムを開催する。
2）研究管理者招へい費	810	947	東南アジア地域各国の主要農業研究機関の管理者等を招へいして熱帯農業研究推進のための意見交換を行ない，あわせてわが国の試験研究の実態紹介を行なう。
5. 国内共同研究実施費	0	5,345	研究の効率的推進を図るため，センターの研究員を他の研究機関へ派遣し，または他の機関（海外を含む）の研究員を招へいして共同研究を実施する。
6. 沖縄支所設置調査費	0	6,749	支所の設置および施設の整備に関する諸調査を行なうとともに，支所職員3名を配置する。
合　　計	84,972	274,458	

熱帯農業研究センターの設置について

昭和45年2月

農林省農林水産技術会議事務局

I 設置の趣旨

熱帯農業に関する試験研究は、アジアの農業先進国であるわが国の立場からみて、熱帯、亜熱帯の開発途上にある国々の農業の発展を助けるため、より一層推進するよう、内外から強く求められている。このことはまた、多くの面でこれら地域の農業と共通の問題を抱えているわが国農業の研究分野の拡大と研究水準の向上に役立つものと考えられる。

政府は、従来からこれら地域への研究者の派遣などの方法により、研究の推進を図ってきたが、このたび、さらにこれを一層充実するため、熱帯農業に関する試験研究を効果的にすすめるための中心的な組織として熱帯農業研究センターを農林省の附属機関として設置しようとするものである。

2. 組　織

熱帯農業研究センターの本所は東京都に置き、支所を沖縄に置く。

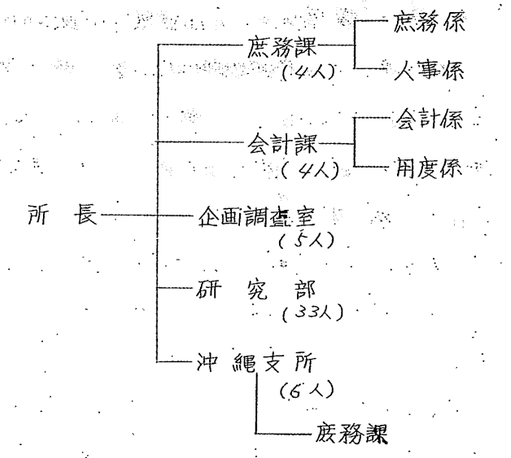

計　53人

なお、設置の時期は、農林省設置法改正法公布の日から1月以内の政令で定める日としている。

3、業　務

熱帯農業研究センターは、熱帯または亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究および調査ならびにこれらに関する内外の資料の収集整理および提供を行なう機関であるが、その主な業務内容は、次のとおりである。

(1)　熱帯または亜熱帯地域における研究

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国に、在外研究員を派遣し、および沖縄に支所を設けて、稲作、畑作、利用加工、家畜衛生等に関する試験研究を行なう。

(2)　国内における試験研究

熱帯または亜熱帯農業に関する試料等の土壌分析、作物成分分析、病害虫の分類および同定、作物の生理実験等について、必要な施設をセンターに設け、または、既存の研究機関の施設を活用して、これらの試験研究を行なう。

(3)　シンポジウムの開催等

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国等の研究者を招へいして、熱帯または亜熱帯農業研究に関するシンポジウムを開催し、および東南アジア等諸国の研究管理者を招へいして熱帯または亜熱帯農業研究推進等に関する討議を行なう。

(4)　海外調査

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国の農業事情等に関する調査を行なう。

(5)　委託による調査研究

大学または民間団体等に委託するのが適当な研究課題

について委託して調査研究を行なう。

(6) 資料、情報の収集等

熱帯または亜熱帯農業に関する資料、文献等の収集および整理を行なうとともに定期刊行物の刊行等広く資料情報の提供を行なう。

(7) 国内における共同研究

国内他機関への研究員の派遣または受入れを行なうほか、東南アジアの研究者を招へいして共同研究を実施する。

4. 予　算

昭和45年度予算としては、次のとおりであるが、別途沖縄支所の施設整備のための経費が試験研究機関の施設整備費として一括計上されている。

昭和45年度要求額一覧

（単位千円）

事項	44年度予算額	45年度要求額	備考
Ⅰ 熱帯農業研究センターの運営に必要な経費	46,298	116,550	定員53名（沖縄支所6名を含む）
1) 人件費	22,885	78,811	
2) 研究センター管理経費	7,408	8,692	
3) 試験研究調査経費	10,459	22,491	
4) 沖縄支所設置運営費	546	1,556	施設整備費は別途計上.
Ⅱ 熱帯農業研究の推進に要する経費	111,039	132,057	
1) 国内試験研究調査経費	5,356	5,496	
2) 海外研究、調査員派遣事業費	80,409	98,975	在外研究員 長期 31人 短期 4人 調査員 6人
3) 熱帯農業研究推進事務費	12,491	12,615	資料、情報活動.
4) 熱帯農業研究交流費	4,261	4,642	シンポジュームおよび研究管理者招へい

事　　項	44年度 予算額	45年度 要求額	備　　考
5) 共同研究実施経費	3.531	3884	国内共同研究員 6人 外国研究者招へい 2人
6) 沖縄支所設置調査等経費	4991	6.445	
合　　計	152.337	248.607	

◇

参　考

昭和44年度までの熱帯農業研究の実施状況

(1)　在外研究員の派遣による試験研究

タイ、カンボディア、マレイシア、フィリッピン、セイロン、インド等の諸国に25人の長期在外研究員および4人の短期在外研究員を派遣し、稲作、畑作、利用加工、家畜衛生等に関する試験研究を行なっている。

ア、長期在外研究員

区　分	41年度		42年度		43年度		44年度	
	人員	派遣先国	人員	派遣先国	人員	派遣先国	人員	派遣先国
派遣人員	新規5人	マレイシア、タイ、セイロン	新規10人 継続5人	タイ、セイロン、フィリピン、カンボディア、インド	新規5人 継続15人	タイ、セイロン、インド、マレイシア	新規5人 継続20人	セイロン、カンボディア、インドネシア、台湾
予算額	77591千円		37597千円		48782千円		72328千円	

イ、短期在外研究員

区　分	44年度予算	
	人員	派遣先国
派遣人員	4人	タイ、マレイシア、カンボディア、インドネシア
	4853千円	

(2) シンポジウムの開催等

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国等から研究者を招へいして熱帯または亜熱帯農業研究シンポジウムを開催し、主要研究問題を討議したほか、東南アジア等から研究管理者を招へいして、熱帯または亜熱帯農業研究推進等に関する討議を行なった。

区分		42年度	43年度	44年度
シンポジウムの開催	招へい人員	9人	9人	10人
	課題	稲の病害と抵抗性品種などによる防除	東南アジア諸国のとう心ろこし生産の現状と今後の諸問題	水稲栽培における施肥効果の向上
東南アジア等諸国研究管理者招へい	招へい人員	4人	4人	3人
	招へい国	マレイシア、タイ、セイロン	セイロン、インドネシア、マレイシア	インド、フィリピン、インドネシア
予算額		4,256千円	4,258千円	4,261千円

(3) 国内における共同研究

国内他機関への研究員の派遣または受入れを行なうほか、東南アジアの研究者を招へいして共同研究を行なった。

区分	44年度予算
国内他機関への派遣	5人
〃 よりの受入れ	5人
海外研究者の受入れ	2人
予算額	3,531千円

(4) 海外調査

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国の農業事情調査等のほか、先進国の熱帯農業研究事情の調査を行なった。

区分	41年度		42年度		43年度		44年度予算	
	課題数	派遣人員	課題数	派遣人員	課題数	派遣人員	課題数	派遣人員
	11	26人	8	14人	10	16人	6	6人
予算額	14,540千円		8,071千円		6,655千円		5,228千円	

(5) 委託による調査研究

大学または民間団体等に委託し、7課題について調査

研究を完了し，なお他の課題について継続実施中である。

区　分	41年度	42年度	43年度	44年度予算
課題数	5	7	6	4
予算額	2,000千円	2,910千円	2,910千円	2,910千円

(6) 資料情報の収集等

熱帯または亜熱帯農業に関する資料、文献等の収集および整理を行なうとともに、英文および和文の季刊誌を刊行するほか、不定期刊行物を現在までに2シリーズ、18種刊行配布している。

区　分		41年度	42年度	43年度	44年度予算
資料活動事業費	資料収集整備費	6,085千円	7,704千円	7,732千円	7,772千円
	広告活動事業費	2,411	2,994	2,993	2,993

熱帯農業研究センターについて

昭和４５年９月

農　林　省

農林水産技術会議事務局総務課

目　　次

1. 設置の趣旨 …… 1
2. 設立までの推移 …… 1
3. 機構 …… 3

4. 予　算 …… 4
5. 業　務 …… 5
6. 関係法令等 …… 6
(1) 農林省設置法（抜すい） …… 6
(2) 在勤手当の額を定める政令（抜すい） …… 9
(3) 農林省組織規程（センター関係抜すい） …… 11
(4) 熱帯農業研究センターの事務分掌及び組織の細目に関する規程 …… 12
(5) 日本国政府とアメリカ合衆国政府との口上書 …… 16
(6) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（抜すい） …… 19
7. 現在までの推進状況 …… 21
(1) 在外研究員の派遣 …… 21
(2) 海外研究員の招へいによる共同研究 …… 25
(3) シンポジウムの開催 …… 25
(4) 研究管理者の招へい …… 26
(5) 海外調査の実施 …… 27
(6) 委託研究一覧 …… 31
(7) 既刊刊行物リスト …… 33

1. 設置の趣旨

熱帯農業に関する試験研究は、アジアの農業先進国であるわが国の立場からみて、熱帯、亜熱帯の開発途上にある国々の農業の発展を助けるため、より一層の推進を図ることが必要である。このことはまた、多くの面でわが国農業の研究分野の拡大と研究水準の向上に役立つものと考えられる。

政府は、従来からこれら地域への研究者の派遣などの方法により、研究の推進を図ってきたが、このたび、さらにこれを一層充実するため、熱帯農業に関する試験研究を効果的にすすめるための中心的な組織として熱帯農業研究センターを農林省の附属機関として設置した。

2. 設立までの推移の概要

本センターは昭和45年度に設立されたが、農林水産技術会議としては、すでに昭和41年から実質的に熱帯農業に関する技術的研究を推進してきた。

すなわち、昭和41年には技術会議の内部組織として熱帯農業技術研究業務室を設け、在外研究員の派遣、海外調査、委託研究、資料広報などの活動を開始し、昭和42年には省令を以て熱帯農業研究管理室が設けられ、以上の活動のほか、国際シンポジュウムの開催、外国研究管理者招へいなどの業務を加えて、積極的に熱帯農業に関する調査研究および情報サービスの業務を遂行し、本センター設立の基礎を築いた。

なお、設置までの推移は次表の通りである。

組　　織	予算額	関係定員		在外研究員（長期）
		本省	場所	派遣数
	百万円	名	名	名
〔41年度〕	35	2	10	5
熱帯農業技術研究業務室				
（内部組織）				

組　　織	予算額	関係定員		在外研究員（長期）
		本省	場所	派遣数
	百万円	名	名	名
〔４２年度〕 熱帯農業研究管理室 （省令）	６６	５	２０	１５
〔４３年度〕 熱帯農業研究管理室 （省令）	８０	５	２４	２０
〔４４年度〕 熱帯農業研究管理室 （省令）	１４７	(5)	(40)	２５
〔４５年６月１０日〕 熱帯農業研究センター 発足 （附属機関）	２４９	(5)	５３	３０

3. 機構

東京都北区西ケ原２－２－１　（ＴＥＬ）（９１５）６１５５～７

所　長　（山　田　登）
- 庶務課長（泉　秀　男）
  - 定員　４人
- 会計課長（芦沢賢一）
  - 定員　４人
- 企画連絡室長（八田貞夫）
  - 定員　５人
- 研究部長（永井卓太郎）
  - 定員　３３人
- 沖縄支所長（児玉敏夫）
  - 定員　６人
    - 庶務課長（藤田嘉幸）

定員計　５３人

4. 予算

熱帯農業研究関係予算の推移（昭和41～45年度）は次の通りである。

区分	41年度予算額	42年度予算額	43年度予算額	44年度予算額	45年度予算額	
	千円	千円	千円	千円	千円	
＜組織＞農林水産技術会議						
（項）農林水産業技術振興費						
（事項）熱帯農業研究の推進に要する経費	34,613	66,439	80,035	111,039	132,057	
1. 国内試験研究調査経費	3,246	5,443	5,356	5,356	5,496	研究管理経費委託研究費
2. 海外研究調査員派遣事業費	22,299	44,253	58,263	80,409	98,975	
(1) 在外研究員派遣	7,759	37,597	51,608	75,181	93,635	
在外調査員派遣	14,540	6,656	6,655	5228	5,340	
3. 熱帯農業研究推進事務費	9,068	12,487	12,158	12,491	12,615	資料広報活動その他
4. 熱帯農業研究交流費	0	4,256	4258	4,261	4,642	シンポジューム開催研究管理諸招へい
5. 共同研究実施経費	0	0	0	3,531	3,884	国内共同研究海外研究員招へい
6. 沖縄支所経費	0	0	0	4,991	6,445	
＜組織＞農林本省試験研究機関						
（項）農林本省試験研究所						
（事項）熱帯農業研究センターの運営に必要な経費	0	0	0	46,298	116,550	
1. 人件費	0	0	0	27,885	78811	
2. 事業費	0	0	0	18,413	37,739	
(1) 研究センター管理経費	0	0	0	7,408	8,692	
(2) 試験研究調査経費	0	0	0	10,459	27,491	
(3) 沖縄支所設置運営費	0	0	0	546	1,556	
合計	※ 34,613	※ 66,439	※ 80,035	157,337	※※ 248,607	

※ 人件費を含まず

※※ このほか、沖縄支所施設整備費が、別途「農林水産試験研究機関の施設整備に要する経費」の中に計上されている。

5. 業務

熱帯農業研究センターは、熱帯または亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究および調査ならびにこれらに関する内外の資料の収集整理および提供を行なう機関であるが、その主な業務内容は、次のとおりである。

(1) 熱帯または亜熱帯地域における研究

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国に、在外研究員を派遣し、および沖縄に支所を設けて、稲作、畑作、利用加工、家畜衛生等に関する試験研究を行なう。

(2) 国内における試験研究

熱帯または亜熱帯農業に関する試料等の土壌分析、作物成分分析、病害虫の分類および同定、作物の生理実験について、必要な施設をセンターに設け、または、既存の研究機関の施設を活用して、これらの試験研究を行う。このため、国内他機関と研究員の派遣、受入れ、東南アジアの研究者の招へい等をも行う。

(3) シンポジウムの開催等

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国等の研究者を招へいして、熱帯または亜熱帯農業研究に関するシンポジウムを開催するほか、東南アジア等諸国の研究管理者を招へいして熱帯または亜熱帯農業研究推進等に関する討議を行う。

(4) 海外調査

東南アジア等熱帯または亜熱帯地域諸国の農業事情等に関する調査を行う。

(5) 委託による調査研究

大学または民間団体等に委託するのが適当な研究課題について委託して調査研究を行う。

(6) 資料、情報の収集等

熱帯または亜熱帯農業に関する資料、文献等の収集および整理を行なうとともに定期刊行物の刊行等広く資料情報の提供を行う。

(7) 海外研修

海外からの研修生を受入れ、農業技術に関する研修を行う。

6. 関係法令等

関係法令等は次の通りである。

(1) 農林省設置法の一部改正（抜すい）

（熱帯農業研究センター）

第22条の5　熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行う機関とする。

2　熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3　熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄（硫黄島島、伊平屋島及び北緯27度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究センター沖縄支所（次項及び次条において「沖縄支所」という。）を置く。

4　熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組織については、農林省令で定める。

（沖縄支所の職員の給与）

第22条の6　沖縄支所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第3項、第3条、第4条、第10条の2（第3項を除く。）及び第21条第2項の規定は、第1項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は

「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、第4条第1項中「特別職の職員の給与に関する法律第8各並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第10条の2中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第2項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第5項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

(2) 在勤手当の支給額を定める政令

熱帯農業研究センター沖縄支所に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令

内閣は、農林省設置法（昭和24年法律第153号）第22条の6第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 熱帯農業研究センター沖縄支給に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
	円	円
1等級	133,000	159,600
2等級の3号俸以上	107,400	128,900
2等級の2号俸以下	96,900	116,300
3等級の2号俸以上及び4等級の5号俸以上	76,600	91,900
4等級の4号俸以下	61,800	74,100
5等級の4号俸以上	54,400	65,300
5等級の3号俸及び6等級の5号俸以上	46,600	55,900
6等級の4号俸以下及び7等級の5号俸以上	37,500	45,000
7等級の4号俸以下	29,800	35,800
8等級の5号俸以上	25,600	30,700
8等級の4号俸以下	22,300	26,700

2 給与法第6条第1項第6号に規定する研究俸俸給表の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
1等級の8号俸以上	133,000	159,600

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
	円	円
1等級の6号俸及び7号俸	107,400	128,900
1等級の5号俸以下	96,900	116,300
2等級の9号俸以上	76,600	91,900
2等級の8号俸以下及び3等級の18号俸以上	61,800	74,100
3等級の7号俸以上17号俸以下	54,400	65,300
3等級の6号俸以下及び4等級の18号俸以上	46,600	55,900
4等級の8号俸以上17号俸以下	37,500	45,000
4等級の7号俸以下	29,800	35,800
5等級の5号俸以上	25,600	30,700
5等級の4号俸以下	22,300	26,700

2　前項各号の表に掲げる支給額は、月額とする。

附則

この政令は、昭和45年6月10日から施行する。

(3)　農林省組織規程の一部改正（センター関係抜すい）

第5款の5　熱帯農業研究センター

（内部組織）

第154条の21　熱帯農業研究センターに、庶務課、会計課、企画調査室及び研究部を置く。

（庶務課の事務）

第154条の22　庶務課においては、次の事務をつかさどる。

1　人事及び文書に関すること。

2　所長の官印及び所印を管守すること。

3　前2号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務に関すること。

（会計課の事務）

第154条の23　会計課においては、次の事務をつかさどる。

1　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

2　行政財産及び物品を管理すること。

3　庁中取締りに関すること。

（企画調査室の業務）

第154条の24　企画調査室においては、次の業務をつかさどる。

1　試験研究の総合的な企画及び調整並びに調査を行うこと。

2　試験研究及び調査に関し連絡を行うこと。

3　試験研究及び調査に関する資料の収集、整理及び提供を行うこと。

（研究部の業務）

第154条の25　研究部においては、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究を行う。

（沖縄支所の位置）

第154条の26　熱帯農業研究センター沖縄支所を置く地は、石垣島とする。

(4) 熱帯農業研究センターの事務分掌及び組織の細目に関する規程

（45熱研第1号）

目　次

第1章　庶務課（第1条～第3条）
第2章　会計課（第4条～第6条）
第3章　企画調査室（第7条）
第4章　研究部（第8条）
第5章　沖縄支所（第9条、第10条）
第6章　主任研究官（第11条）
附則

第1章　庶務課

（庶務課の内部組織）

第1条　庶務課に次の2係を置く。

(1) 庶務係

(2) 人事係

（庶務係の事務）

第2条　庶務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 文書の接受、発送及び保存に関すること。

(2) 所長の官印及び所印を管守すること。

(3) 職員の勤務時間及び休暇に関すること。

(4) 各種証明書の発行に関すること。

(5) 共済組合に関すること。

(6) 職員の公務災害補償に関すること。

(7) 宿舎の運営に関すること。

(8) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務に関すること。

（人事係の事務）

第3条　人事係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。

(2) 職員の勤務評定に関すること。

(3) 職員の人事記録に関すること。

(4) 職階制に関すること。

(5) 職員の定数に関すること。

(6) 職員の初任給、昇格及び昇給に関すること。

(7) 恩給及び退職手当に関すること。

(8) 人事統計報告その他人事に関すること。

第2章　会計課

（会計課の内部組織）

第4条　会計課に次の2係を置く。

(1) 会計係

(2) 用度係

（会計係の事務）

第5条　会計係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 歳出予算の配分及び資金前渡に関すること。

(3) 支出負担行為の実施計画及び支払計画に関すること。

(4) 債権の管理に関すること。

(5) 歳入の徴収に関すること。

(6) 計算証明に関すること。

(7) 小切手等の振出し及び交付に関すること。

(8) 給与、諸手当及び旅費の支払に関すること。

(9) 支出負担行為の確認に関すること。

(10) 経費の整理に関すること。

(11) 支出回議書及び徴収回議書の審査に関すること。

(12) 工事、製造委託及び買入れに係る物件の検査及び検収に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で用度係の所掌に属しないものに関すること。

（用度係の事務）

第6条 用度係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物件の製造委託及び買入れ並びに役務の調達に関すること。

(2) 工事の請負契約に関すること。

(3) 物品の出納及び保管に関すること。

(4) 行政財産の管理に関すること。

(5) 建物及び工作物の営繕に関すること。

(6) 工事の監督に関すること。

(7) 庁中取締りに関すること。

(8) 職員の安全保持に関すること。

(9) 官公需についての中小企業者の受注の機会の確保に関する事務に関すること。

第3章 企画調査室

（企画調査室の業務）

第7条 企画調査室においては、次の事務をかさどる。

(1) 試験研究の総合的な企画及び調整並びに調査を行なうこと。

(2) 試験研究及び調査に関し連絡を行うこと。

(3) 試験研究及び調査に関する資料の収集、整理及び提供を行うこと。

(4) 試験研究及び調査に関し技術の講習を行うこと。

第4章 研究部

（研究部の業務）

第8条 研究部においては、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究を行う。

第5章 沖縄支所

（沖縄支所の内部組織）

第9条 沖縄支所に庶務課を置く。

2 庶務課においては、第2条第1号及び第3号から第8号まで、第3条第5条第1号、第4号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第6条に掲げる事務をつかさどる。

3 庶務課に庶務係を置き、その所掌事務は、前項に規定するものとする

（沖縄支所の業務）

第10条 沖縄支所においては、亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査を行う。

第6章 主任研究官

（主任研究官）

第11条 熱帯農業研究センターに主任研究官を置く。

2 主任研究官は、命を受け、特定の研究課題について研究の指導及び管理を行う。

附 則

この規程は、昭和45年6月10日から実施する。

(5) 日本国政府とアメリカ合衆国政府との口上書（写）

1）日本国政府口上書

米北1第157号
昭和45年6月8日

口　上　書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が行なう熱帯農業研究の一環として、亜熱帯に属する地域における農業研究を実施する。熱帯農業研究センターの支所を沖縄に設置することを考慮している旨を同大使館に通報する光栄を有する。

この計画の詳細は、次のとおりである。

1. 日本国政府は、農林省の付属機関である熱帯農業研究センターの支所として、熱帯農業研究センター沖縄支所（以下「支所」という。）を設置する。

支所は、その事務所を、当面、石垣市字平得地底1178番地の6に所在する琉球農業試験場八重山支場構内に置く。なお、今後の支所の移転整備については、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が協議する。

2. この支所は、亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究を行なう。

支所は、次の事項に関する試験研究を行う。

(1) 亜熱帯地域及び熱帯または温帯地域に対する有用作物及び優良品種の導入馴化に関する研究。

(2) 亜熱帯地域における地力の維持増進に関する研究。

(3) 亜熱帯地域における作物病害虫の生態及び防除に関する研究。

(4) その他前記の諸研究に関連して必要となる研究。

3 この支所に勤務する職員は、農林省熱帯農業研究センターに所属する日本国政府の国家公務員とする。

4. この支所においてえられる試験研究の成果は、日本国政府の帰属する。もっとも沖縄の合衆国の当局または琉球政府が希望する場合には、この資料を提供することを妨げない。

5. この支所に関するその他の取極は、必要な場合に日本国政府と合衆国政府との間で協議の上決定する。

2）アメリカ合衆国政府口上書

No. 343

The Embassy of the United States of America Presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and has the honor to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. 157/AM-I of June 8, 1970, concerning the establisement in Okinawa of the Okinawa Branch of the Tropical Agriculture Research Center. The Embassy further has the honor to confirm that the Government of the United States of America agrees to the establishment of the Branch and its functions as stated in the said Note Verbale.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, June 8, 1970.

(8) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（抜すい）

第2条第3項（在外職員の給与）

大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（第15条〔給与の減額〕の規定を除く。）の規定に基いて支給する。

第3条（給与の支払）

在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

第4条（給与の支給方法）

在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第8条、〔内閣総理大臣等の給与の支給期日〕並びに一般職の職員の給与に関する法律第9条〔俸給の支給方法〕及び第19条の6〔俸給の特別調整額、扶養手当、隔遠地手当等の支給方法〕の規定にかかわらず、毎月1回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

2. 在勤手当の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

3. 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

第10条の2（在勤基本手当の支給期間）

在勤基本手当は、在外職員が在勤地（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

2. 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3. 略

4. 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5. 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が６０日をこえるものには、第１項の規定にかかわらず、６０日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

第２１条（給与の端数計算）

2. 本邦通貨をもって定められた在外職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

7. 現在までの推進状況

(1) 在外研究員の派遣

1) アジア地域（長期・短期）　　○印……短期研究員

部門	氏名		研究課題	派遣先国	派遣先機関	派遣年月日	期間
水田作	今井隆典	九州農業試験場	インデイカ水稲品種の特性に関する研究	セイロン	中央農業研究所	42. 3.24	2年
	永井皐太郎	農業技術研究場	インデイカ水稲の育種に関する研究	マレイシア	ブキメラ稲作試験場	42. 4. 9	2年8カ月
	橘高昭雄	宮崎県農業試験場	〃	〃	〃	44. 9.29	2年
	金田忠吉	北陸農業試験場	〃	フィリピン	国際稲研究所	43. 2.26	3年
	杉本勝男	東海近畿農業試験場	水稲のかんがい栽培に関する研究	マレイシア	テロチェンガイ稲作試験場	42. 4. 9	2年3カ月
	西尾敏彦	農業試験場	水稲三期作のための水管理に関する研究	〃	〃	45. 4.19	2年
	高橋均	〃	水稲多収穫のための生理生態的研究	タイ	米穀局技術部	44. 3. 6	1年1カ月
土壌肥料	小山雄生	農業技術研究所	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究	タイ	米穀局技術部	42. 6.12	2年5カ月
	本村悟	〃	いねの生育収量に及ぼす水管理の効果に関する研究	〃	〃	45. 2.25	2年
	倉島健次	北陸農業試験場	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究	フィリピン	国際稲研究所	43. 7. 1	2年
	松口龍彦	農業技術研究所	水田土壌の微生物学的研究	タイ	米穀局技術部	43. 4. 8	2年7カ月
	○二宮啓輔	〃	水田土壌の窒素同定に関する究究	〃	〃	44. 9.18	3カ月
病害虫	松本省平	農業技術研究所	いもち病の菌系に関する研究	セイロン	中央農業研究所	42. 3.24	3年
	田部井英夫	九州農業試験場	白葉枯病に関する研究	〃	〃	43. 2.12 43.10. 7	5カ月 5カ月
	○山田昌雄	北陸農業試験場	水稲病害（とくに白葉枯病）に関する研究	インドネシア	〃	45. 1. 5	3カ月
	杉浦己代治	植物ウィルス研究所	主要作物ウィルス病害の診断と防除に関する研究	セイロン	〃	44.10. 6	2年
	日野稔彦	中国農業試験場	いね病害とくにウィルス病の病理学的研究	タイ	米穀局技術部	44. 4. 6	2年
	日高輝展	東北農業試験場	稲作害虫の生態と防除に関する研究	〃	〃	43. 4. 8	4年
	○斉藤康夫	植物ウィルス研究所	電子顕微鏡を利用した稲のイエローオレンジ病に関する研究	〃	〃	45. 6.28	3カ月
	井上斎	中国農業試験場	メイ虫類の生理生態と水稲の被害の関係についての生態的研究	タイ	米穀局技術部	45. 3.27	2年
	君ケ袋尚志	東北農業試験場	ベト病菌の発生生態に関する研究	台湾	台湾糖業試験所	45. 5.17	1年
	○長谷川仁	農業技術研究所	農作物害虫の分類同定に関する研究	マレイシア	マレイシア農業局	44.10. 6	3カ月
	○服部伊楚子	〃	〃	インド	インド農業研究所等	45. 2.25	3カ月

部門	氏名		研究課題	派遣先国	派遣先機関	派遣年月日	期間
病	関　勝	林業試験場	水田野鼠の生態と防除に関する研究	カンボディア	日カ友好農業技術センター	42.12.3	2年
害	○樋口輔三郎	〃	〃	〃	〃	(44.3.2 45.3.1	3カ月 3カ月
虫	○上田明一	〃	〃	タイ	米穀局技術部	45.7.27	6カ年
農業土木	林　堯	農業土木試験場	水稲二期作のためのかんがいの合理化に関する研究	マレイシア	テロチェンガイ稲作試験場	44.5.26	2年
畑作	大森　武	広島県農業試験場	マイロの育種に関する研究	インド タイ	インド農業研究所 国際トウモロコシ、ソルガム改良センター	43.2.26 44.5.19	1年 10カ月
	御子紫晴夫	農事試験場	熱帯におけるトウモロコシ品種に関する研究	インド 台湾	インド農業研究所 台南区農業改良場玉米研究中心	43.2.26 44.6.3	1年 1年
	渡辺光昭	農業技術研究所	畑作物の施肥に関する研究	タイ	農業局	45.8.10	2年
利用加工	水田　昂	食糧研究所	熱帯農産物の食品的利用に関する研究	インド	中央食糧技術研究所	42.11.20	2年4カ月
	荒井克祐	〃	〃	〃	〃	45.5.28	2年
家畜衛生	徳田悟一	家畜衛生試験場	口蹄疫に関する研究	タイ	口蹄疫研究所	42.9.1	1年
	榊　馨	〃	〃	〃	〃	44.1.15	2年
経営	○紙谷　貢	農業総合研究所	多収穫品種の栽培を中心とする新技術導入の農業経営に及ぼす影響に関する研究	パキスタン	コミラアカデミー等	45.3.10	3カ月
	○鈴木福松	農業技術研究所	〃	フィリピン	国際稲研究所等	45.3.11	3カ月

2) その他地域……予定

国	研究実施場所	氏　名	研究課題
フランス	熱帯農業食糧作物研究所	1名　予定	
イギリス	熱帯産品研究所		

(2)　海外研究者の招へいによる共同研究

（昭和44年度）

国	所　属	氏　名	研究実施場所	研究課題
タイ	米穀局技術部	Natee Niamsrichand	農技研化学部	水田土壌の肥沃度に関する研究
インド	中央食糧技術研究所	C.S. Viraktamath	食糧研究所	農産物の加工利用に関する研究

（昭和45年度）……2名（予定）

(3)　シンポジウムの開催

年度	課　題	開催時間	招へい研究者
42	稲の病害と低抗性品種などによる防除に関するシンポジウム	42. 9.25 ～10.1	（9名）台湾、フィリピン、タイ、マレイシア、インドネシア、インド、セイロン、パキスタン　IRRI
43	東南アジア諸国のうもろこし生産の現状と今後の諸問題に関するシンポジウム	43. 9. 2 ～ 9.8	（10）タイ（2名）、フィリピン（2名）、インドネシア（2名）台湾、インド、パキスタン、アジア、とうもろこしセンター（各1名）
44	水稲栽培における施肥効果の向上に関するシンポジウム	44. 9.8 ～9.13	（10名）台湾、フィリピン、タイ、マレイシア、インドネシア、インド、セイロン、パキスタン、オーストラリア　IRRI
45	農業機械化に関するシンポジウム	45.10.12 ～17	（10名）台湾、フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、セイロン、パキスタンインド　IRRI

(4) 研究管理者への招へい

年度	招へい国	職名	氏名
42年度	タイ	農業省米穀局長	Dr. Sala Dasananda
	タイ	農業省農業局研究部長	Dr. Nai Samai Chareonratha
	マレーシア	農業協同組合省農業局長	Dr. Mohamad bin Jamil
	セイロン	農業食糧省農業局次長（中央農業研究所長）	Dr. J. W. L. Peiris
43年度	インドネシア	中央農業研究所長	Dr. Go Ban Hong
	マレーシア	ケダ州農業局長	Dr. Mohamad Tamin bin Yeop
	マレーシア	農業局米穀部長	Dr. Chee Sek Pan
	セイロン	マハイルシルマ農業試験場長	Dr. G. W. E. Fernando
44年度	インドネシア	農林省農業総局長	Mr. Sadikin Sumintawirakarata
	セイロン	農業食糧省農業局次長	Dr. E. F. L. Abeygunawardena
	フィリピン	植産局長	Mr. E. Carandang
45年度	タイ	予定	
	マレーシア		
	インド		

(5) 海外調査の実施

1）東南アジア諸国

年度	調査課題	人員	調査国										
			台湾	フィリピン	カンボディア	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	インド	セイロン	パキスタン	沖縄
41	農業事情調査	2	○		○	○	○	○			○	○	
	〃	3								○			
	〃	4		○					○				
	末穀類の研究事情調査	2	○		○					○			
	家畜衛生の研究事情調査	2			○	○							
	野鼠の 〃	2			○	○	○						
	水稲虫害の 〃	2				○	○						
	茶業の 〃	2								○	○		
	熱帯農業技術研究推進条件調査	4				○	○						
42	水稲病害（白葉枯病）の調査	2	○	○	○	○	○						
	家畜衛生事情及び防疫体制調査	1				○			○				
	農業水利に関する調査	2					○						
	サバ州農業事情調査	2					○						
	農業事情視察	2											○
	在外研究員の研究管理調査	1				○	○			○	○		
	〃	2				○				○	○		
43	土壌・作物生育に関する調査	2									○		
	農業事情調査	2										○	
	畑作物病害についての調査	1	○	○					○				
	園芸作物の生育事情調査	2		○		○							
	水稲育種の現状調査	1		○		○							
	農業試験研究機関の視察	3											○
	在外研究員の研究管理調査	1		○	○		○		○				

年度	調　査　課　題	人員	調査国										
			台　湾	フィリピン	カンボディア	タ　イ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	イ　ン　ド	セイロン	パキスタン	沖　縄
43	在外研究員の経理一般の監査打合せ	1		○			○						
44	農業試験研究の実情調査	1	○										
	林業に関する研究事情調査	1					○		○				
	稲作機械化に関する研究事情調査	2		○		○							
	雑草防除に関する　〃	1		○		○	○		○				
	熱帯作物の導入に関する調査	2						○	○	○	○		
	利用加工に関する研究事情調査	1					○			○	○		
	在外研究員の研究管理調査	1							○				
	〃	2				○	○						

2）先進国の行なっている熱帯農業研究体制の調査

年度	調査地域	人員	調査国
41	ヨーロッパ	3	イギリス、フランス、イタリア
	アフリカ		セネガル、ナイジェリア、ケニア
42	北・中・南米	2	アメリカ、トリニダート、スリナム、ブラジル、メキシコ
43	大洋州	2	オーストラリア、ニューギニア、ソロモン、ニューカレドニア、パプア
	〃	1	オーストラリア

(6) 委託研究一覧

課題名	委託先	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度
熱帯農産物の利用開発に関する調査研究	熱帯農業学会会長 佐々木喬	○	○	○		
東南アジアにおけるかんがい排水による農業開発に関する調査研究	京都大学農学部 富士岡巌一	○	○	○		
東南アジアにおけるそさい生産状況等に関する調査研究	日大農獣医学部教授 江口庸雄	○	○			
東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布に関する調査研究	日大農獣医学部教授 石井進	○	○	○		
熱帯林業問題の文献的考証に関する調査研究	熱帯林業協会会長 三浦伊八郎	○	○			
東南アジアにおける土壌環境諸条件に関する調査研究	京大・東南アジア研究センター 川口桂三郎		○	○		
東南アジアにおける気象環境諸条件に関する調査研究	日本農業気象学会会長 武田京一			○	○	○
農業技術用語に関する調査研究	日本農業図書館協議会会長 古島敏雄		○	○	○	
熱帯・亜熱帯農業技術研究関係文献に関する調査研究	東京農業大学図書館長 常谷幸雄				○	○
熱帯等における貯穀害虫に関する調査研究	岡山大学農業生物研究所教授 安江安宣				○	○
東南アジアにおける飼料作物の分布とその特性に関する調査研究	日本草地学会九州支部長 江原薫					○

(7) 既刊刊行物リスト

1) 定期刊行物

JARQ	Vol 1	No. 1 ～ No. 4
	Vol 2	No. 1 ～ No. 4
	Vol 3	No. 1 ～ No. 4
	Vol 4	No. 1 ～ No. 4
	Vol 5	No. 1
熱帯農研集報		No. 1 ～ No. 17

2) 不定期刊行物

資料	資料No. 1	タイ国の米穀経済
	〃 No. 2	インドにおける農業関係試験研究事情調査報告書
	〃 No. 3	フィリピン、インドネシアにおける農業関係試験研究事情調査報告書
	〃 No. 4	東南アジアにおける農業関係試験研究事情調査報告書（部門別）
	〃 No. 5	ヨーロッパ、アフリカにおける農業関係試験研究事情調査報告書
	〃 No. 6	沖縄における農業関係試験研究事情調査報告書
	〃 No. 7	東南アジア等における森林資源およびその開発と利用（第1部：森林資源およびその調査方法、第2部：育林生産利用）
	〃 No. 8	マーレシア、サバ川における農業関係試験研究事情報告書
	〃 No. 9	戦前戦時における台湾農業技術の発達

（第１部：稲甘庶、第２部：果樹）

資料Ｎｏ．１０　西アフリカ熱帯造林技術の展望

〃　Ｎｏ．１１　北、中南米における農業関係試験研究事情調査報告書

〃　Ｎｏ．１２　インドネシア、フイリピンおよび台湾における畑作病害（とくにトウモロコシの病害）調査報告書

〃　Ｎｏ．１３　パキスタンにおける農業および試験研究事情調査報告書

熱帯農業技術叢書

叢書第１号　図説セイロンのそ菜と果実

〃　第２号　東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔Ｉ〕

〃　第３号　東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔II〕

〃　第４号　東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布〔Ｉ〕（カンボジア、タイ）

〃　第５号　東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔Ⅲ〕

〃　第６号　東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布〔Ⅱ〕（台湾、フイリピン、香港）

Tropical Agriculture Research Series

No. 1　Rice Diseases and Control By Growing Resistant Varieties and other Measures

No. 2　Symposium on Maize production on Southeast Asia ..... Present Situation and Future Problems.....

熱帯農業研究センター要覧

1970

東南アジア諸国における稲の生産

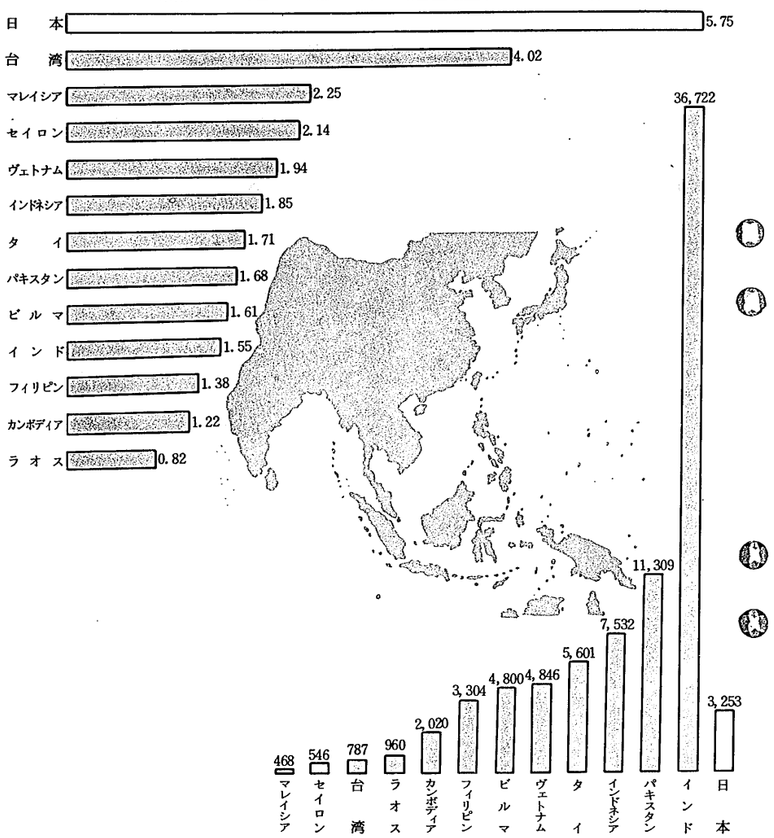

東南アジア諸国の稲作面積 (1000ha)　—1967—

注：FAD Production Year Book—1968—による

Ⅰ．熱帯農業研究の必要性

開発途上国はいずれも経済自立の意欲に燃え，その基礎となる農業開発に，真剣に取り組んでいる。これらの国がアジアの先進国である日本にかける期待はまことに大きく，わが国に対する農業協力の要請も年とともに拡大し，多様化して来ており，この要請に応えることはわが国の重要な国際的役割の一つといえよう。農業協力のなかでも，農業技術協力の果たす役割りは特に重要である。開発途上国が自らの手で，自らの課題に取り組もうとする場合に，最も必要とされるのは技術陣営の整備であり，意欲に燃える優秀な技術者を育て上げ，試験研究体制を整えることが先決である。

開発途上国に対するわが国の農業技術協力としては，コロンボ計画その他による専門家の派遣や海外の技術者の日本における研修，海外における各種技術協力センターの設置，また最近ではプロジェクト方式による農業開発協力など，多様な活動が行はれているが，一面これまでの農業技術協力の経験を通して，さまざまな困難や改善すべき問題点が認められ，早急に解決を迫られていることも事実である。農業技術協力は，もはや片手間でやれる仕事ではなくなって来た。わが国としての基本的な態度を定め体制を確立することが内外から強く求められている。

他方，戦後わが国の農業技術研究はもっぱら国内の問題に集中して来たため，どちらかといえばせまい領域に対象が限られていたというきらいがあった。しかしながら，最近の内外の諸情勢は，わが国の農業をたんなる国内問題としてみることを許さなくなり，世界の農業の一環としてのわが国農業の展望が要求されている。さらにわが国農業技術自体の発展のためにも，研究の国際交流や海外農業技術研究による研究水準の向上，研究領域の拡大等が強く要望されている。したがって海外農業に関する研究は，いまやわが国農業の発展のために必要欠くべからざる分野であって，海外農業技術に関する全般的な情報および研究成果の蓄積を早急に図らなければならない。このようなことから，海外とくに熱帯農業に関する研究は，今後，より一層の強化を必要とする情勢にある。

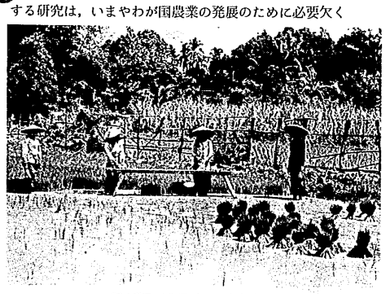

稲の苗取り作業（カンボジア）

1．農業は他の産業と異なり，自然条件の制約が大きい。開発途上国の多くが位置する熱帯，亜熱帯地域の気象条件は，一般的に強烈な日照と，季節的に偏在する降雨量によって特徴づけられる。温帯とは異った厳しい気象条件のもとでは，耕地の地力も蓄積されるよりは流亡する要因の方がはるかに大きい。開発途上国の農業はこのような自然条件のもとで数千年にわたって住民の〝なりわい〟として続けられて来た。そこには低収量ながら厳しい自然条件に適応したそれなりの安定性が見られ，永年にわたる人間の苦斗の歴史と巧まざる知恵の結晶を見出すことができる。しかしながら時代の変化は，これらの地域が現在のような低収量と，低い生活水準に甘んずることを許さなくなって来ており，農業の開発発展が最も重要な課題になっているが，一方その障害となる昔からの社会的，経済的諸条件が根強く存在することも事実である。

したがってわが国の農業技術がいかに水準が高く，進んだものであっても，気象や土壌がちがい，栽培される作物や品種，農家の技術水準や教育程度がちがい，また耕地の基盤や流通の組織，食生活までが全くちがったところに，それを直接適用することは困難である。このことは，せまい日本においてすら，それぞれの地域に応じた異なった技術が適用されていることを思えば，容易に理解し得るところであろう。

わが国が開発途上国に対する農業技術協力を進めようとするからには，これらの国の多種多様な自然条件と経済的，社会的発展段階に対応し，これら諸地域に適合する農業技術を確立する必要があり，そのための研究体制を整えなくてはならない。

2．技術協力は先ず相手国の要請があって，それに応えるという形で行なわれており，派遣された専門家は相手国政府機関の中に入って活動し，業務内容もその要請により決定される。今まで農業分野でも数多くの専門家が派遣され，それなりに貴重な知見も得られてはいるが，甚だ断片的であったし，またその対象とする分野や課題も相手国政府において，必ずしも十分に検討されていなかったこともあって，

時には重要な課題といえない場合もあった。一方わが国としても体制がととのっておらず，いわば受け身の姿勢で，単に要請に応ずるという形であったが，現在の状態では増大する開発途上国からの要請に到底応えることはできない。農業協力を真に効果的に推進するには，それぞれの国の農業の問題点と発展の方向について，わが国が独自に十分な研究蓄積と情報収集を持つべきである。

3．農業技術協力の派遣専門家は主として国立の試験研究機関の人達であるが，この人達は任期が終って帰国すると，それぞれもとの試験研究機関に戻って，国内の研究課題にとりくむことになる。これは技術協力の面からみると，いわば〝宝の持ちぐされ〟で派遣専門家の貴重な経験が，将来活用し得る共通の財産とならずに，国内に散逸してしまう。もちろん帰国報告会や座談会などで専門家の経験が発表される機会はあってもその場限りになってしまって，研究成果や経験を集積，整理し，将来の活用に備えて共通の財産にしておくという機能も人も，これまでわが国にはなかったのである。

4．農業技術協力を進める上で最も重要なのは人の問題，すなわち派遣専門家の質と数をいかにして確保するかということである。派遣専門家は専門技術において十分な実力を有することは勿論，相手国の技術者と対等に討論の出来る語学力と，相手国関係者の気持を汲みとるだけの人間的な包容力や国際感覚を身につけていなくてはならない。このような専門家は容易に得られるものではなく，すでに数年前から人材の不足が訴えられ，増大する開発途上国からの要請に応えられない状態にある。海外に派遣された専門家は，一たび失敗をすれば専門家に対する信頼が失われ，それ以後は非常に仕事がやりにくくなるばかりでなく，そのことが我国の技術協力全体に対する評価にもつながるという厳しい条件下にある。したがって現地の経験のある優秀な人材を養成することは，目下の最大の急務である。

以上のような問題を解決し，農業協力を効果的に推進するためには，ぜひわが国に海外農業技術に関する研究施設を設ける必要があり，長期的視野に立った組織的な研究活動によって，研究の蓄積をはかるとともに人材の養成を行なわなくてはならない。またこのことは単に農業協力を進める上で必要であるばかりでなく，研究自体がますます国際化しつつある現在，わが国の研究領域の拡大に役立ち，わが国にない作物遺伝因子や天敵等の導入によりわが国の農業技術にも貢献するところが大きいと考えられる。

以上のような観点から熱帯，亜熱帯地域の農業技術に関する研究推進の必要性が，かなり前から関係者の間で論議されていたところであった。このような状態のなかで，農林水産技術会議は昭和41年度から熱帯農業研究の推進に着手し，実質的な活動を開始するとともに，研究推進の中枢的機能を有する機関の設立のための準備を進めて来たが，それ以後５ケ年の才月を経て，昭和45年６月10日，熱帯農業研究センターが発足するに至ったのである。

Ⅱ．熱帯農業センター設立までの経過

本センターは昭和45年度に設立されたが，農林水産技術会議としては，すでに昭和41年から実質的に熱帯農業に関する技術的研究を推進してきた。

すなわち，昭和41年には技術会議の内部組織として熱帯農業研究業務室を設け，在外研究員の派遣，海外調査，委託研究，資料広報などの活動を開始し，昭和42年には省令をもって熱帯農業研究管理室が設けられ，以上の活動のほか，国際シンポジウムの開催，外国研究管理者の招へいなどの業務を加えて，積極的に熱帯農業に関する調査，研究および情報サービスの業務を遂行し，本センター設立の基礎を築いた。

牛による稲の鋤き起し作業（カンボジア）．直播の稲が50～80cmに伸びた時期に犂により雑草もろとも稲を倒してしまう。雑草の防除と稲の間引きまたは過剰生育の防止を兼ねる。

穂刈した稲の乾燥（フィリピン）

Ⅲ．熱帯農業研究センターの目的と機能

熱帯農業研究センターは，開発途上国の大部分が位置する熱帯および亜熱帯地域の農業技術の向上と生産力の増大に資するとともに，併せてわが国農業技術研究の研究領域の拡大と研究水準の向上に資することを目的としており，そのためには国内の既存の研究機関の研究蓄積と研究能力の活用をはかりつつ，熱帯農業に関する技術的研究をわが国の主体性において，組織的に行なおうとするものである。

なお、対象地域としては当面，西パキスタン以東の熱帯，亜熱帯のアジア地域を対象としている。

センターの具体的な機能としては，

1．**熱帯農業研究センターの研究的機能**

研究を組織的，効率的に実施するには、先ず熱帯農業研究に生涯を捧げる意慾と能力を有する専任研究者を確保することが必要不可欠であり，センター設立の目的の一つもまたそこにあるわけであるが，このことは本センターだけか閉鎖的にこじんまりと熱帯農業研究に当ろうとすることを意味しない。すなわち自ら熱帯農業研究を実施するのは勿論であるが，同時に国内の既存の研究機関の研究成果と研究能力の活用をはかり，いわばわが国のすぐれた研究と熱帯地域農業技術研究の結節点の役割りを果たそうとするものである。そのため本センターは基幹となる研究員をようするほか，既存の研究機関との有機的連携を確保し，熱帯農業研究を組織的に行ない得るようにする。

2．**熱帯農業研究センターの情報センターとしての機能**

熱帯農業に関する世界的な文献および諸情報を一元的に収集整理し，内外の研究者の利用に供し得る国際的な資料，情報センターとする。現在官民を問わず，農業協力に関連して海外に渡航する人は，ますます増加しつつあり，これらの人々に適確で新鮮な情報を提供する機関の開設は内外から強く要望されているところである。

Ⅳ．熱帯農業研究センターの組織

熱帯農業研究センターは，昭和45年度は次のような組織により，定員53名で発足した。次年度以降，逐次拡充強化することを計画している。

所長
- 庶務課　4人
- 会計課　4人
- 企画調査室　5人
- 研究部　33人
- 沖縄支所　6人

企画調査室

熱帯農業研究は上に述べた趣旨から，開発途上諸国における農業の動向，農業技術の状態，およびこれら諸国の要請などを十分見きわめながら，計画的に推進する必要があり、またわが国の試験研究機関等とも常に密接な連絡をとらなくてはならない。企画調査室ではセンターの事業計画の立案，検討や内外関係機関との連絡，資料広報活動，国際シンポジウムの開催，海外調査の実施および海外からの研修生に対する研修等を行なう。

研究部

相手国との合意のもとに在外研究員を派遣し，熱帯および亜熱帯地域における現地研究を実施する。また帰国した在外研究員は，センターの国内施設を利用するほか，他の試験研究機関との共同研究により，現地研究をさらに補完する意味での研究を行ない，また海外研修生の研修にも積極的に協力する。

沖縄支所

沖縄を含む亜熱帯地域の農業技術に関する研究を実施するとともに，作物の導入馴化に関する試験研究を行ない，熱帯，亜熱帯，温帯を通じた適作物の拡大，品種の向上に資することを目的としている。すなわちいわば熱帯と温帯の中継基地としての役割をもっており，したがって当然沖縄農業の発展へ寄与し得るものである。

Ⅴ．熱帯農業研究センターの業務

熱帯農業研究推進の業務は昭和41年度から開始されたが，その概要は次のとおりである。

1．**在外研究員の派遣による熱帯または亜熱帯地域における研究**

東南アジアを主とする熱帯または亜熱帯の地域に在外研究員を派遣し，同地域の農，林，畜産業の技術に関する試験研究を行なっている。熱帯地域にわが国独自の研究施設を持たない現状では，在外研究員を相手国の研究機関に駐在させ，双方の合意のもとに共同研究を行なう方式をとっている。すなわち，双方が重要と認める研究課題を選定して，わが国が研究者の派遣に要する経費および主な研究機材のほか研究に要する経費を負担し，相手国は研究施設と試験圃場を提供するという方式である。

在外研究員は通常２ケ年間，継続して同一機関に駐在して研究を行なうが，このような長期在外研究員

のほかに，必ずしも長期間の滞在を要しない研究課題（例えば作物および品種導入のための探索，病虫害の同定分類，土壌および植物サンプルの採取など，あるいは長期在外研究員の研究活動を援助するような場合）については３～６ケ月の期間派遣する短期在外研究員がある。

昭和41年度以降，昭和45年８月末現在まで，長期27名，短期９名の在外研究員を，カンボジア，セイロン，台湾，インド，インドネシア，マレーシア，パキスタン，フイリピン，タイの９ケ国に派遣し，関係各国の友好的な協力のもとに，すでに幾つかの注目すべき成果をあげており，今後の研究活動が期待される。

2．国内における試験研究

在外研究員の派遣による現地研究と併行して，国内においては現地で採取した各種資料の整理，保存，同定分類および物理，化学分析，環境制御施設を利用した作物の生理，病害虫の生態などの各種の実験を行なうことにしており，国内施設が未だ整備されていない現在では，国内の試験研究機関との共同研究により実施している。また現地において在外研究員と協力して研究を行なった相手国の研究者をわが国に招へいして，現地における研究をさらに発展させるための共同研究の実施もすでに開始しており，わが国と開発途上国が真に対等の立場に立った研究協力がすでに芽生えたことは，まことに喜ばしい。

3．研究の国際交流

熱帯農業研究の円滑な推進には関係国ならびに研究者の相互理解を深めることが何よりも大切である。そのため昭和42年度から特定課題についての国際シンポジウムの開催，各国において試験研究推進の指導的立場にある研究管理者の招へい，また昭和44年度から上に述べた共同研究員の招へいを実施している。

1）国際シンポジウムの開催

東南アジア地域（パキスタン，インド，セイロンを含む）において共通する農業技術上の課題について毎年１回，同地域から約10名の中堅研究者を招いして，国際シンポジウムを行なって来た。その概要は次のとおりであるが，いずれも参加者に研究遂行上の重要な情報を与えるとともに，参加者相互の理解と友情を深め，その成果ははかり知れないものがあった。

表１　国際シンポジウムの開催

年度	課題	開催時間	招へい研究者
42	稲の病害と抵抗性品種などによる防除に関するシンポジウム	42. 9. 25～10. 1	（９名） 台湾，フイリピン，タイ，マレイシア，インドネシア，インド，セイロン，パキスタン，ＩＲＲＩ
43	東南アジア諸国のとうもろこし生産の現状と今後の諸問題に関するシンポジウム	43. 9. 2～9. 43. 9. 2～9. 8	（10名） タイ（２名）　フイリピン（２名）　インドネシア（２名） 台湾，インド，パキスタン，アジアとうもろこしセンター（各１名）
44	水稲栽培における施肥効果の向上に関するシンポジウム	44. 9. 8～9. 13	（10名） 台湾，フイリピン，タイ，マレイシア，インドネシア，インド，セイロン，パキスタン，オーストラリア，ＩＲＲＩ

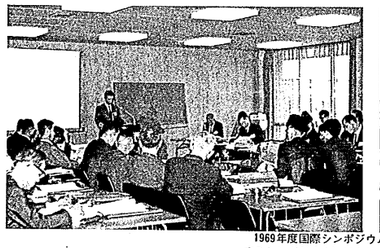

1969年度国際シンポジウム（稲の施肥効果に関するシンポジウム）における参加者の発表と討論

2）研究管理者の招へい

東南アジア地域各国において試験研究推進上，指導的立場にある人を，毎年３～４人，約10日間わが国に招へいして，わが国の研究機関や農業の実情を紹介し，熱帯農業研究の進め方について率直に意見を交換する機会をつくっている。現在までの実績は次のとおりであるが，これによりわが国と相手国の理解は非常に深まって，在外研究員の活動その他が円滑に行なわれるようになった。

表２　研究管理者への招へい

年度	招へい国	職名	氏名	
42年度	タイ	農業省米穀局長	Dr. Sala Dasananda	
	タイ	農業省農業局研究部長	Mr. Nai Samai Chareonratha	
	マレーシア	農業協同組合省農業局長	Mr. Mohamad bin Jamil	
	セイロン	農業食糧省農業局次長（中央農業研究所長）	Dr. J. W. L. Peiris	
43年度	インドネシア	中央農業研究所長	Dr. Go Ban Hong	
	マレーシア	ケダ州農業局長	Mr. Mohamad Tamin bin Yeop	
	マレーシア	農業局米穀部長	Mr. Chee Sek Pan	
	セイロン	マハイルパルマ農業試験場長	Dr. G. W. E. Fernando	
44年度	インドネシア	農業省農業総局長	Mr. Sadikin Sumintawikarta	
	セイロン	農業食糧省農業局次長	Dr. D. V. W. Abeygunawardene	
	フイリピン	植物産業局長	Mr. E. C. Carandang	

3）共同研究員の招へい

現地において在外研究員と共同研究を行なった相手国の研究者（いわゆるcounterpart）を約６ケ月間わが国に招へいし，わが国の研究機関において現地における研究をさらに発展させるための研究を実施させている。実績は次のとおりであるが，招へいされる研究員にとっては，わが国の進んで研究方法やテクニックを学ぶことにもなり，今後，国際的な共同研究を進める上で重要な足がかりとなりつつある。

表３　海外研究者の招へいによる共同研究　（昭和44年度）

国	所属	氏名	研究実施場所	研究課題
タイ	米穀局技術部	Natee Niamsrichand	農技研化学部	水田土壌の肥沃度に関する研究
インド	中央食糧技術研究所	C. S. Viraktamath	食糧研究所	農産物の利用加工に関する研究

4．海外調査

各専門分野別に毎年約６チームの調査員を派遣し，各分野における研究推進の具体的方策について検討する。すなわち各専門分野ごとに調査対象国の研究事情，在外研究員を派遣する場合の研究課題，研究および生活環境等について調査を行なうとともに対象国の関係者と意見の交換を行なう。

また必要に応じ専門分野にはとらわれず，国全体の動向を総合的に把握するための調査および既派遣在外研究員の活動状況の調査ならびに関連した相手国関係者との折衝などを行なっている。

5．委託による調査研究

熱帯農業研究センターで直接行なうよりも，大学または民間団体等に委託するのが適当な研究課題については委託による調査研究を行なっており，昭和44年度までに7課題を終了し，成果の一部はすでに刊行されている。

表4　委託研究一覧

課題名	委託先	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度
熱帯農産物の利用開発に関する調査研究	熱帯農業学会会長 佐々木　喬	○	○	○		
東南アジアにおけるかんがい排水による農業開発に関する調査研究	京都大学農学部 富士岡　義　一	○	○	○		
東南アジアにおけるそさい生産状況等に関する調査研究	日大農獣医学部教授 江　口　庸　雄	○	○			
東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布に関する調査研究	日大農獣医学部教授 石　井　　進	○	○	○		
熱帯林業問題の文献的考証に関する調査研究	熱帯林業協会会長 三　浦　伊八郎	○	○			
東南アジアにおける土壌環境諸条件に関する調査研究	京大・東南アジア研究センター 川　口　桂三郎		○	○		
東南アジアにおける気象環境諸条件に関する調査研究	日本農業気象学会会長 武　田　京　一			○	○	○
農業技術用語に関する調査研究	日本農業図書館協議会会長 古　島　敏　雄		○	○	○	
熱帯，亜熱帯農業技術研究関係文献に関する調査研究	東京農業大学図書館長 常　谷　幸　雄				○	○
熱帯等における貯穀害虫に関する調査研究	岡山大学農業生物研究所教授 安　江　安　宣				○	○
東南アジアにおける飼料作物の分布と特性に関する調査研究	草地学会九州支部長 江　原　　薫					○

6．資料，情報の収集

熱帯または亜熱帯農業に関する内外の資料，文献等の収集，整理を行ない，将来は熱帯農業にたずさわる人々に，絶えず新鮮な情報を提供することを意図している。

また定期刊行物として日本の農業を海外に紹介するJapan Agriculture Research Quarterly（JARQ）および国内向けの広報誌，「熱帯農研集報」を刊行し，その他調査報告書，技術叢書などを刊行している。

7．海外研修

昭和29年以降，農事試験場で行なっていた稲作研究コース（集団）を，センター発足とともに組織上，吸収することになった。具体的な実施については今までの成果も十分にふまえ，関係機関の協力を得て研修生が満足し得るよう実施して行きたいと考えている。

8．沖縄支場における試験研究

沖縄を含む亜熱帯地域の農業技術に関する研究を行なうこととし，熱帯，亜熱帯，温帯間の作物の導入馴化に関する研究，地力の維持増進に関する研究および病害虫の生態と防除に関する研究等を行なう。当面は支所の整備と沖縄農業の現状と問題点に関する調査研究を行なうとともに，まず広く世界の亜熱帯地域を対象として優良作物および品種の導入探索調査を行なう計画である。

農事試験場における稲作研究コース（集団）

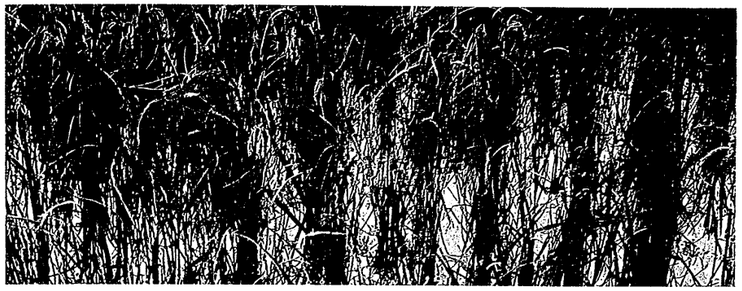

稲の白葉枯病による被害（インド）Kresek（急性萎凋症）による被害

Ⅵ．熱帯農業研究センターの研究活動の展望

東南アジア熱帯農業は大きくプランテーション農業（Plantation agriculture）と原住民農業（Peasant agriculture）とに類別される。前者はかっての植民地時代に宗主国の資本と技術とをもって育成されもっぱら原材料輸出を目的とする大規模な企業的農業であり，他方，後者は原住民の自給農業（Subsistence agriculture）で，宗主国からはほとんど放任されたまま，食わんがための営みとして，モンスーン地帯の風土に適合した稲作がもっぱら行なわれてきた。

稲作面積は，唯一の例外であるマレーシヤを除いて東南アジアのすべての国で，単一作物としては最大の面積を占めている。

しかしながら，東南アジアにおける稲の反収は平均してha当り収量で2トンに満たず，地域全体としては常に不足状態におかれている。

米はインド北部や西パキスタンなど一部の地域を除いて，アジア諸国の人々の主食であり，アジアの米生産は世界の米総生産の92%をも占めているにかかわらず，アジア全体として常に不足し，年々域外からの輸入にたよっている。人口増加率が3%に近いこの地域では米の増産こそ国の経済発展，経済自立の基として最重視されている。最近，1部ではミラクル・ライスなど多収品種の出現によってアジアの農業革命，緑の革命などが強調され，食糧の需給関係についても楽観的な見方があるようであるが，現実は，そんな生やさしいものではない。現にアメリカ大統領の科学諮問委員会による世界食糧問題のレポートによっても，1980年にアジア全体で約6000万トンに達する食糧の不足が予測されている。

本センターの研究がまず熱帯稲作に向けられ，これら地域の稲作を対象とする育種，栽培，病虫害，土壌肥料

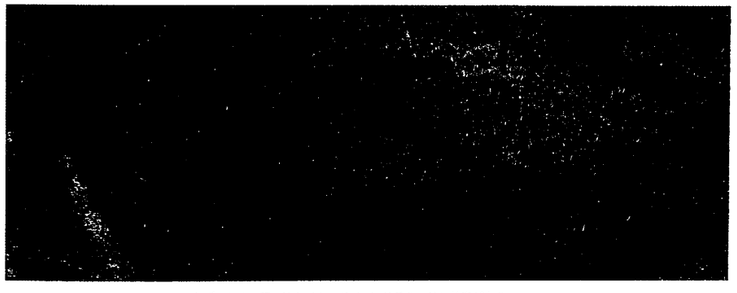

ねずみによる稲の被害（カンボジア）乾季作は特に被害が大きい

の研究に重点をおくのはそのような理由からである。

東南アジアに栽培されるインド型水稲品種は数千年にわたって、天水田の深水状態で、施肥されることなく、生長旺盛な雑草との競争に打ち勝って生き残ったもので、栄養成長が極めて旺盛であり、草丈が高く、籾/ワラ比が低い特長をもち、倒伏し易く多収は望めない。品種改良による多収耐病虫性品種の育成と、それら品種の能力を発揮せしめうる肥培管理の研究こそ、米増産のため重重な問題である。

水稲に対する施肥は、まだごく一部の農家で行なわれているにすぎず、国によって差異はあるが、およそ水田面積の10～20%の面積でヘクタール当り窒素10～50kg程度の肥料が使用されているに過ぎない。将来この地域の肥料需要量は急速に増加すると期待されるが、品種や土壌条件に適合した施肥技術の確立が必要である。また熱帯の気象や土壌条件さらには農家の知識水準、技術水準に適合した肥料の形態（Formulation）に関する研究も注意すべき研究課題となろう。

また病害虫に関しては我国に存在しない種類のものが多く、稲作に対する大敵となっているので、その生態、発生予察、耕種的防除法とともに、薬剤防除に関する研究を進める必要がある。

また稲作の基盤として水のコントロールが必要なことは言うまでもないが、多くの国では潅漑施設のある水田は全水田面積の僅か20～30%程度である。

したがって、各国とも、自力あるいは世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関や二国間の援助で、潅漑排水施設の整備、洪水防止などに努力しているが、農業土木的基礎研究の不足が痛感されており、本センターとしてもその分野への貢献に力を入れる方針である。

さて、水が来ると、水稲二期作が行なわれるが他方、作物の多様化、すなわち潅漑水の利用による水稲以外の各種畑作物の乾季栽培が、水の利用効率上からも、土地利用の面からも、また、国民栄養および農家所得向上の立場からも要求されよう。この作物多様化（crop diversification）を合理的に進めるためには、水の効率的利用と地力維持の見地からの畑作に関する研究が是非必要となるし、二毛作化、多毛作化に伴い農機具利用の必要性が生まれて来るのは必至である。このような農業の動向に対応しつつ、畑作や農業機械化に関する研究を一層強力に推進する必要がある。特に、農業機械化に関しては、熱帯地域の条件に適合した農業機械の開発改良に関する研究も緊要な課題である。

作物の多様化が進展すれば、次に問題となるのは畜産で、近い状来、各国でその動きが強くなろう。一部ではプランテーションの民族資本化に伴いすでにプランテーションと畜産との組み合わせが試みられている。畜産は

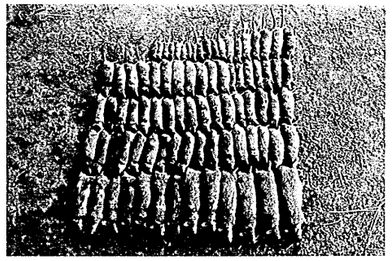

1haの水田から1晩で捕殺されたネズミ（カンボジア）

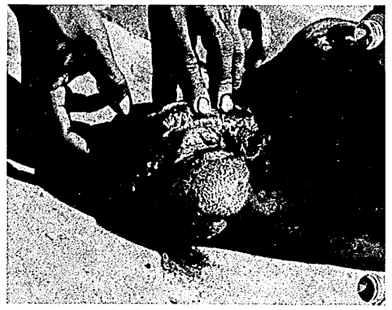

口蹄疫にかかった猪死期の牛（タイ）
病変が口唇の外まで広がっている

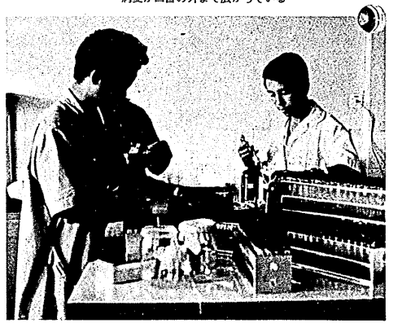

タイ国口蹄疫研究所における組織培養ワクチンの研究（榊佐外研究員）

家畜育種，飼養技術，家畜衛生および飼料関係の分野に関連し，問題は複雑であるから，早い時期から研究の蓄積を図らなければならない。家畜衛生についてはわが国の動物防疫上からも研究が必要であり，すでに口蹄疫についてはタイの畜産開発局口蹄疫研究所に研究者を派遣し，タイ研究者との共同研究をつづけている。また沖縄支所でもさしあたり，亜熱帯および熱帯を対象として飼料作物，牧草の探索，導入，馴化などの研究を開始する。

他方，林業については東南アジアは膨大な森林資源を持っているにもかかわらず，その資源調査，天然更新，人工造林，利用開発，森林保護などの各分野にわたり，みるべき研究がなく，資源維持，国土保全の立場から憂慮すべき事態となるおそれもないとはいえない状態であり，早急に研究を進める必要がある。

またプランテーション作物，たとえばゴム，ココナツヤシ，油ヤシなどについては，先進諸国では植民地統治時代からの伝統と研究蓄積を持ち，今日もなお大きな研究組織と陣容とをもって研究を進め，最近では単に永年作物のみでなく，綿，タバコその他の工芸作物の研究にも手を広げて来ている。これら作物に関してわが国の研究ははなはだしい立遅れの状態にあり，一見して勝負にならぬように思われるが，特定の課題や研究テクニックについてわが国のすぐれた研究能力を動員し，他がまねのできない研究を展開することにより切り込んで行くことができると確信している。

以上のように本センターの目的は熱帯農林畜産業に関する技術的研究を行なうものであるが，同時にその中から日本農業の研究に対する貴重な貢献が生まれると期待される。従来もたとえば耐病性品種の育成に際して，外国の品種の耐病性遺伝子を活用して成功した例が少なくないが，単に耐病性のみならず，各種特性についても，また新作物や，害虫天敵などについて，わが国農業研究への素材提供，研究分野拡大などの貢献が期待される。

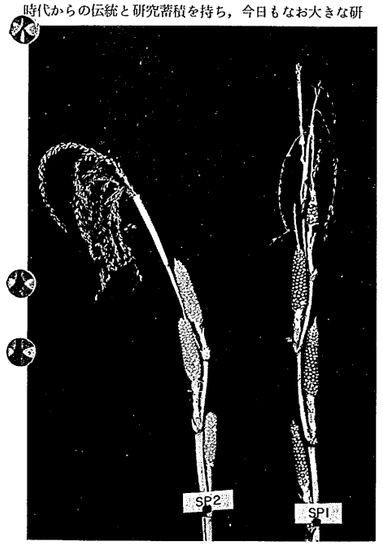

インド農業研究所、試験圃場における御子柴在外研究員（中央）
——インド側職員とともに——

シツキムで採取された多穂性のとうもろこし
在来種で収量は低いが，栽培品種にはない遺伝因子源として期待される

参考(1) 在外研究員（長期・短期）派遣実績－昭和45年８月末現在－

○印……短期研究員

部門	氏名	研究課題	派遣先国	派遣先機関	派遣年月日	期間
水田作	今井 隆典	インデイカ水稲品種の特性に関する研究	セイロン	中央農業研究所	42. 3.24	2年
	永井皐太郎	インデイカ水稲の育種に関する研究	マレイシア	ブキメラ稲作試験場	42. 4. 9	2年8カ月
	橘高 昭雄	〃	〃	〃	44. 9.29	2年
	金田 忠吉	〃	フィリピン	国際稲研究所	43. 2.26	3年
	杉本 勝男	水稲のかんがい栽培に関する研究	テロチエンガイ稲作試験場		42. 4. 9	2年3カ月
	西尾 敏彦	水稲二期作のための水管理に関する研究	〃	〃	45. 4.19	2年
	○高橋 均	水稲多収穫のための生理生態的研究	タイ	米穀局技術部	44. 3. 6	1年1カ月
土壌肥料	小山 雄生	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究	タイ	米穀局技術部	42. 6.12	2年5カ月
	本村 悟	いねの生育収量に及ぼす水管理の効果に関する研究	〃	〃	45. 2.25	2年
	倉島 健次	インデイカ水稲の栄養生理に関する研究	フィリピン	国際稲研究所	43. 7. 1	2年
	松口 龍彦	水田土壌の微生物学的研究	タイ	米穀局技術部	43. 4. 8	2年7カ月
	○二宮 啓輔	水田土壌の窒素固定に関する研究	〃	〃	44. 9.18	3カ月
	渡辺 光昭	畑作物の施肥に関する研究	〃	農業局化学部	45. 8.10	2年
病害虫	松本 省平	いもち病の菌系に関する研究	セイロン	中央農業研究所	42. 3.24	3年
	田部井英夫	白葉枯病に関する研究	〃	〃	43. 2.12 43.10. 7	5カ月 5カ月
	○山田 昌雄	水稲病害(とくに白葉枯病)に関する研究	インドネシア	〃	45. 1. 5	3カ月
	杉浦己代治	主要作物ウイルス病害の診断と同定に関する研究	セイロン	〃	44.10. 6	2年
	日野 稔彦	いね病害とくにウイルス病の病理学的研究	タイ	米穀局技術部	44. 4. 6	2年
	日高 輝展	稲作害虫の生態と防除に関する研究	〃	〃	43. 4. 8	4年
	井上 斎	いねのウイルス病媒介昆虫に関する研究	タイ	米穀局技術部	45. 3.27	2年
	君ケ袋尚志	ベト病菌の生理生態に関する研究	台湾	台湾糖業試験所	45. 5.17	1年
	○長谷川 仁	農作物害虫の同定分類に関する研究	マレイシア	マレイシア農業局	44.10. 6	3カ月
	○服部伊楚子	〃	インド	インド農業研究所等	45. 2.25	3カ月
	関 勝	水田野鼠の生態と防除に関する研究	カンボディア	日カ友好農業技術センター	42. 3. 2	2年6カ月

部門	氏名	研究課題	派遣先国	派遣先機関	派遣年月日	期間
病害虫	○樋口輔三郎	水田野鼠の生態と防除に関する研究	カンボディア	日カ友好農業技術センター	44. 3. 2 45. 3. 1	3カ月 3カ月
	○斎藤 康夫	電子顕微鏡利用によるいねのYellow orange leaf の同定に関する研究	タイ	米穀局技術部	45. 6.28	3カ月
	○上田 明一	水田野鼠の生態と防除に関する研究	〃	〃	45. 7.27	6カ月
農業土木	林 堯	水稲二期作のためのかんがいの合理化に関する研究	マレイシア	ケダ州潅漑排水局	44. 5.26	2年
畑作	大森 武	マイロの育種に関する研究	インド	インド農業研究所	43. 2.26	1年
			タイ	国際トウモロコシ，ソルガム改良センター	44. 5.19	10カ月
	御子柴晴夫	熱帯におけるトウモロコシ品種に関する研究	インド	インド農業研究所	43. 2.26	1年
			台湾	台南区農業改良場玉米研究中心	44. 6. 3	1年
利用加工	水田 昂	熱帯農産物の食品的利用に関する研究	インド	中央食糧技術研究所	42.11.20	2年4カ月
	荒井 克佑	〃	〃	〃	45. 5.28	2年
家畜衛生	徳田 悟一	口蹄疫に関する研究	タイ	口蹄疫研究所	42. 9. 1	1年
	横 畿	〃	〃	〃	44. 1.15	2年
経営	○紙谷 貢	多収穫品種の栽培を中心とする新技術導入が農業経営に及ぼす影響に関する研究	パキスタン	コミラアカデミー等	45. 3.10	3カ月
	○鈴木 福松	〃	フィリピン	国際稲研究所等	45. 3.11	3カ月

参考(2)　既刊刊行物リスト

1)　定期刊行物

JARQ

VOI.	1	No. 1	～	No. 4
VOI.	2	No. 1	～	No. 4
VOI.	3	No. 1	～	No. 4
VOI.	4	No. 1	～	No. 4

熱帯農研集報

No. 1	～	No.17	

2)　不定期刊行物

資　料

資料No. 1	タイ国の米穀経済
〃 No. 2	インドにおける農業関係試験研究事情調査報告書
〃 No. 3	フイリピン，インドネシアにおける農業関係試験研究事情調査報告書
〃 No. 4	東南アジアにおける農業関係試験研究事情調査報告書（部門別）
〃 No. 5	ヨーロッパ，アフリカにおける農業関係試験研究事情調査報告書
〃 No. 6	沖縄における農業関係試験研究事情調査報告書
〃 No. 7	東南アジア等における森林資源およびその開発と利用（第1部：森林資源およびその調査方法，第2部：育林生産利用）
〃 No. 8	マレーシア・サバ州における農業関係試験研究事情報告書
〃 No. 9	戦前戦時における台湾農業技術の発達（第1部：稲，甘庶，第2部：果樹）
〃 No.10	西アフリカ熱帯造林技術の展望
〃 No.11	北，中南米における農業関係試験研究事情報告書
〃 No.12	インドネシア，フイリピンおよび台湾における畑作病害（とくにトウモロコシの病害）調査報告書
資料No.13	パキスタンにおける農業および試験研究事情調査報告書

技術叢書

叢書第1号	図説セイロンのそ菜と果実
〃 第2号	東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔I〕
〃 第3号	東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔II〕
〃 第4号	東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布〔I〕（カンボジア，タイ）
〃 第5号	東南アジア地域におけるかんがい排水による農業開発〔III〕
〃 第6号	東南アジアにおける家畜伝染病の特性と分布〔II〕（台湾，フイリピン，香港）

Tropical Agriculture Research Series

No. 1	Rice Dieases and their Control by Growing Resistant Varieties and other Measures
No. 2	Symposiom on Meat Production in Southeast Asia—Present Situation and Future Problems
No. 3	Symposium on Optimization of Fertilizer Effect in Rice Cultivation（近刊予定）

長期在外研究員派遣機関

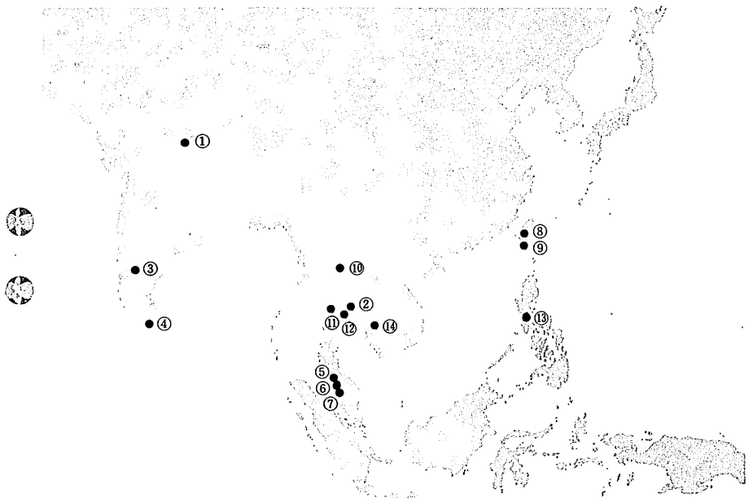

① INDIAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE

② FOOT & MOUTH DESEASE LABORATRY

③ CENTRAL FOOD TECHNOLOGICAL RESEARCH INSTITUTE

④ CENTRAL AGRICULTURA RESEARCH INSTITUTE

⑤ TELOK CHENGAI PADI EXPT. STATION

⑥ BUMBONG LIMA RICE RESEARCH CENTER

⑦ BUKIT MERAH PADI EXPT. STATION

⑧ 台南区農業改良普及所 玉米研究中心

⑨ 台湾糖業試験所

⑩ PAN EXPT. STATION

⑪ AGRICULTURAL CHEMISTRY DIV. DEPARTMENT OF AGRICULTURE

⑫ TECHNICAL DIVISION DEPARTMENT OF RICE

⑬ INTERNATIONAL RICE RESEARCH INSTITUTE

⑭ CENTRE TECHNIQUE AGRICOLE de l'AMITIÉ KHMÉRO-JAPONAISE

農林省熱帯農業研究センター

東京都北区西ヶ原２－２－１

電　話　915－6155

昭和45年８月31日発行

北米オ一課長

熱帯農業研究センター設置について

XX.1.27
米北

農林省農林水産技術会議事務局より、さきに供覧した熱帯農業研究センターの設置に関する農林省設置法の一部改正案テキストを送付越しましたので、御高覧に供します（特連局にも別途送付済み説明済みの趣）。

追って、別添改正案の22条の3の3及び22条の六の各項は、沖縄事務所及び諮問委日本代表設置に関する総理府設置法の一部改正法と同様の内容につき、御参考まで。

第二十二条の四の次に次の二条を加える。

（熱帯農業研究センター）

第二十二条の五　熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。

2　熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3　熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄（慶良間島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）に熱帯農業研究センター沖縄支所（次項及び次条において「沖縄支所」という。）を置く。

4　熱帯農業研究センターの内部組織並びに沖縄支所の位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（沖縄支所の職員の給与）

第二十二条の六　沖縄支所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において

農林省設置法の一部を改正する法律案（農林水産技術会議関係）
昭和四十四年一月二十日

いて、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

秘
まで

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

熱帯農業研究センターの設置について

KK. 2. 20
米北一

1. (1). さきに在京米大使館ダットン等書記官に対し、農林省作成の標記センター設置の概要説明書（別添1を参照）を手交しておいたところ、2月18日「ダ」は米北一佐藤に対し電話をもって、米側は本件計画に原則として異存なき旨連絡越した。

(2). その際佐藤より、農林省としては、本件センター設置のための現地調査ためる月早々にでも関係職員を訪沖させたき意向を有するところ、この点を含め、今後の進め方を如何すべきや、特に本件センター設置に関し、日米両政府間にて取り決めを結ぶ必要ありやにつき質したところ、

「ダ」はUSCARの感触を聞く要もあり、上記調査団から現地において直接USCARに説明してもらうのが一番良く、その様のUSCARの反応をみて決めたいと答えた。

2. 佐藤より、上記を特連局中島補佐及び農林省 甕（たく） 補佐に伝えるとともに、甕補佐に対し、米側に対する説明用の資料を準備することを要請しておいた。

3. 追って、農林省より本件センターは明年度予算の問題となるところ、本年中に右につき沖縄に調査団を出すことが表面に出ると国会等で問題になる（特連局加藤参事官

GA-6 外務省

によれば、本センター自体はそれほど問題なくとも、その前に行なうべき農林省設置法

改正問題がからんでいるので、農林省としても国会対策に慎重な(超)ことも考えられるので

7月中は本件計画を表面上切り離した沖縄農業調査という形で、数名の調査団を

現地に送りたき旨連絡越し、これにつき19日特連局との定例会議において協議した

結果、(1)調査団の日程出来次第上記事情を説明の上米側にそれを伝える、(2)本件

計画の詳細を説明する資料(農林省にて作成)を在京米大使館に伝えるとともに、日本政

府沖縄事務所を通じてUSCARにも伝えることとした。(右取り扱い例につき、七月在京米国大使館に説明ずみ)。

第二十二条の四の次に次の二条を加える。

（熱帯農業研究センター）

第二十二条の五　熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。

2　熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3　熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄（硫黄鳥島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。）に熱帯農業研究センター沖縄支所（次項及び次条において「沖縄支所」という。）を置く。

4　熱帯農業研究センターの内部組織並びに沖縄支所の位置及び内部組織については、農林省令で定める。

（沖縄支所の職員の給与）

第二十二条の六　沖縄支所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて記挙を充分発揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において

いて、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」と、「当該在外職員」とあるのは「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

January 20, 1969

On the Establishment of the Okinawa Branch of
the Tropical Agricultural Research Center

In response to the call for Japan's agricultural cooperation toward the tropical and subtropical regions and also in order to promote the nation's own agricultural sciences, the Ministry of Agriculture and Forestry, Government of Japan is prepared to establish coming fiscal year a institution tentatively named Tropical Agricultural Research Center (TARC).

The center, which is to be headquartered in Tokyo, is intended to plan and administer and also conduct research concerning tropical and subtropical agriculture. Meanwhile, the center will dispatch overseas researchers to various parts of the tropical regions with particular emphasis on Southeast Asia to conduct on-the-spot researches. At the same time, researches concerning subtropical farming will also be conducted in the Ryukyu Islands by establishing the Okinawa branch.

Subtropical agriculture has much in common with tropical agriculture in terms of the kinds of crops cultivated, climatic conditions, etc.. And if the scientific achievements in the realm of tropical farming is to be made utmost in the subtropical soil and if any tropical plants and crops are to be acclimatized in it, it will become essential to do research on subtropical farming itself. The projected TARC branch in Okinawa will be highly valuable not only in this sense but also in that it will contribute positively toward the development of the Ryukyuan agricultural economy.

To be more specific:

(1) The branch will be helpful in promoting the islands' agricultural production by expanding and reinforcing local experimental and research activities on such important crops in Okinawa as sugar cane,

pineapple, rice and livestock.

(2) Because the climatic conditions and the geographical distribution of plants in Okinawa are of a subtropical character, its agriculture is considerably different in many aspects from that of the mainland which is within the temperate zone and, therefore, farming techniques developed in Japan proper alone, if induced without modification, will not afford much relief to the islanders' agricultural difficulties. Hence is the need for Okinawan farmers to systematize their operations by selecting right crop for the right soil from among varieties of both tropical and temperate species and cultivating them with the best suited farming techniques. In this regard, the TARC branch in Okinawa can be expected to play significant role.

(3) To ensure its sufficient operation, the branch must avoid unnecessary duplication through close collaboration and cooperation with existing local experimental and research institutions. By doing so, the branch can also be expected to contribute toward the over-all advance in Okinawa's agricultural studies and the furtherance of local researchers' learning.

(4) The Ryukyuan Government, anxious to acquire facilities to promote Okinawan studies on tropical farming, has appealed for their quick establishment to Japan on several occasions in recent years. And the TARC branch in Okinawa is expected to amply fulfill this Okinawan wish.

Besides, such an institution as this should be instrumental in binding the homeland and the islands more closely together as it is linked with the current drive for their reunification.

農林水産技術会議事務局沖縄調査団

1. 団員

児玉 敏夫（団長）	農林省農林水産技術会議事務局研究管理官
モダイ シゲル 裳 澆	〃 総務課課長補佐
前川 和夫	〃 振興課係長

2. 日程

3月3日(月) 13:10 那覇着 JL 921

8日(土) 12:40 〃 発 JL 922

3. 目的

沖縄の農業事情及び農業試験機関の実情視察

4. 訪問先

沖縄事務所、琉球農林局、USCAR

5. 視察先

琉球農業試験場（本場、名護、宮古、八重山各支場）

畜産試験場（本場、八重山支場）

家畜衛生試験場

模範農場

GA 6 外務省

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

（一）
農林省より新情報収集の
ため行くことになった
旨伝えること。
農林省説明にまつ。

総特第712号
昭和44年4月2日

農林大臣官房参事官　殿

総理府特別地域連絡局長

熱帯農業研究センター沖縄支所設置について

標記のことについて、日本政府沖縄事務所長から、同所丸杉技官（模範農場管理官）及び小原事務官（農林係長）より米民政府経済局長に対し説明をおこなつた際のメモを別添のとおり送付してきたので、参考までに送付します。

なお、琉球政府は、本設置計画にともなう対応費として、どのような科目を必要とするのか具体的に照会しているので、御検討の上至急回報ねがいます。

総　理　府

特連局より参考までに送付越したものです。（米北一）

総沖第８６２号

昭和４４年３月２２日

総理府特別地域連絡局長　殿

日本政府沖縄事務所長

熱帯農業研究センター沖縄支所設置について

昭和４４年２月２８日付費信第６９９号の主旨に基づき、３月７日米民政府経済局長に対し、本所丸杉、小原より別添メモのとおり説明を行なつたところ経済局長は、民政府において最終的回答をする立場にない旨留保しつつ、「本構想には基本的に賛成であるが、土地の取得、所要経費（国、県の分担）等には大きな問題がある」旨述べていた。

なお、琉球政府としては、本設置計画に伴う対応費として（例えば土壌調査協力費等）どのような科目を必要とするのか問合せがあるのでこの点につき至急御検討の上御回示願いたい。

総理府特別地域連絡局
44.3.27
第862号
日本政府

44．3．7

熱帯農業研究センター沖縄支所設置に関するユスカーへの説明メモ

日　　時　　3月7日　16：00～17：00、

場　　所　　米国民政府経済局長室

出 席 者　　米国民政府経済局長，通訳仲尾次
丸杉管理官，小原

○　本件設置の主旨については、あらかじめ経済局長の方に英訳し、お渡ししてあるので技術的な問題について、例えば、どのような作物をとり入れるか、場所はどのような場所が良いか、何か構想があれば聞かせて欲しい。

△　沖縄支所が設置されれば、この沖縄農業に貢献するところは大きいと思うが、国家機関全体を考えてみなければ、どうやったら良いと言う意見は述べられない。
勿論農林省としては東南アジアを目標としているが、これは沖縄にも寄与するところ大なるものがあると言うことは理解している。

△　従来の研究機関は、研究することのみに終ることがあるので、研究することの他にその成果を一般農家に反映させるようにして欲しい。
自分としては、研究機関の強化と並行して普及機関の整備強化も又重要なことと思う。

△　沖縄には亜熱帯作物例えば砂糖きび、パイン等多くあるが、その一つの作物を重点的にやつて欲しい。

△　この機関を活用し、沖縄農業のきび一辺倒を改善したら良いと思う。

○　東南アジアの有用な作物を導入したいと考えている。

△　この研究所は技術的な問題にのみ専念すると言うことも理解している。

△　今度派遣される2名は熱帯農業のどの位の経験者であるのか

○　どの人を派遣するのか未だ決定段階ではないが、勿論相当の経験者を派遣することになる。

△　模範農場との関係はどうか

○　模範農場は琉球政府の機関であり、日本政府がこれに技術協力するために5名の技官が派遣されており、内容も全く異るものである。

△　この研究機関は、国立の研究機関であると言うことは理解したが、現地にこのような機関があるか。

○　恩納村に宇宙追跡ステーションが科学技術庁により設置されている。

日　米　政　府

△　実際に活動を始める前には主としてどこを本拠とするのか。

○　取敢えず借上げすることとしているが、借上げられる迄の間は沖縄事務所で面倒を見ることとなるでしよう。

△　国の機関であるので将来復帰の後も国で経費を持つこととなるのでしようか。

○　勿論そのようになると思う

△　土地の選定に当つて代替地の補償又は作物補償の問題があるがどうするのか

○　琉球政府ともこの問題は今後話し合い琉政で負担できなければ、本土側で予算措置をする必要が出て来る。農林省にもこの問題は説明済である。

△　どの位の規模にするのか

○　もう少し内容を研究しないと申し上げられない

△　土地の取得には色々問題があると思う

△　この構想には自分は反対しないし、この問題は他の一体化施策より非常に受託しやすい事柄である。

△　最後に今後共お互に緊密な連絡を保つていきたいと思つている。

北米水一課長

総特第699号

昭和44年2月28日

日本政府沖縄事務所長　殿

総理府特別地域連絡局長

沖縄の農業試験研究機関の視察団の派遣について

標記について、農林省農林水産技術会議事務局長から別添1のとおり便宜供与方依頼があつたので、よろしくお願いする。

また、かねてから懸案となつている農林省の熱帯農業研究センターの沖縄支所開設問題については、センター及び支所の設置に関する法案を今国会に上提しており、一方支所開設に関する米側の了解取付けについては外務省から米大使館へ申入れ済みである。

なお、外務省が米大使館と交渉した際、本件については、現地において米民政府に対して直接説明されたいとの意向が示されたので、米民政府への説明は、別添2の趣旨及びこの度訪沖する農林省の関係職員からの説明を得て、貴職においておこなわれたくお願いする。

本信写送付先　外務省アメリカ局長

総　理　府

特連局より兵一参まで送付越したもの。米側に対する手配ぐあい等注意事項をよく聞きとること。

別添1

44農会第 590 号、

昭和44年2月26日

総理府特別地域連絡局長 殿

農林水産技術会議事務局長

沖縄の農業試験研究機関の視察団の派遣について

沖縄の農業事情および農業試験研究機関の実情を視察するため下記の者を別紙日程により派遣するので、何分の御便宜をはかられたく御配慮方お願いします。

記

農林水産技術会議事務局研究管理官

農林技官　　児　玉　　敏　夫

農林水産技術会議事務局総務課課長補佐

農林事務官　　菱　　　　滋

農林水産技術会議事務局振興課総合助成第2係長

農林事務官　　前　川　和　夫

沖縄調査日程表

日数	月日	曜	行程	用務先	宿泊地	日	夜
1	3	月	東京7:45 —JL721→ 那覇11:10	琉球米国民政府、琉球政府	那覇		1
2	4	火		嘉手納基地、琉球試験場他	〃	1	1
3	5	水	那覇8:00 —NU51→ 宮古9:05	宮古島視察	宮古	1	1
4	6	木	宮古12:20 —NU63→ 石垣12:50	石垣島視察	石垣	1	1
5	7	金	石垣13:15 —NU65→ 那覇14:00		那覇	1	1
6	8	土	那覇17:40 —JL[illegible]→ 東京21:45	琉球政府、中総事務所		.5	
					小計	4.5	5

熱帯農業研究センター沖縄支所設置について

昭和４４年２月
農　林　省

熱帯および亜熱帯地域への農業協力の要請に対応し，かつわが国の農業研究の発展に資することを目途に，農林省は昭和４４年度熱帯農業研究センターを設置することを予定している。

このセンターは本所を東京都におき，研究推進のため企画および管理ならびに研究の実施を行なうとともに，熱帯特に東南アジア地域に研究員を派遣して現地研究を実施するほか，沖縄に支所を設けて亜熱帯の農業技術に関する研究を行なうこととしている。

1. 措　置

(1) 熱帯農業研究センターの本所および沖縄支所は，昭和４４年１０月１日発足を目途として，農林省設置法の改正を行なう。

改正案は，目下第６１国会に提案中である。

(2) 熱帯農業研究センターは，昭和４４年度４０名（沖縄支所２名を含む）をもつて発足し，昭和４７年度までに所要の規模の機関とする。

(3) 熱帯農業研究センターの本所の所在地は東京都とする。

(4) 沖縄支所については，関係方面とも協議のうえ，所在地等の検討を行なう。

2. 昭和４４年度の組織定数および予算

(1) 組織定数

組　織	定数		
	研究職	行政職	計
所　長	1		1
庶務課		4	4
企画調査室	5		5
研究部	28		28
沖縄支所	2		2
計	36	4	40

(2) 予　算

千円

熱帯農業研究センターの運営に必要な経費	46,298
熱帯農業研究の推進に要する経費	111,039
計	157,337
うち沖縄支所関係分	8,750

別紙２

3. 沖縄支所

(1) 沖縄支所の業務

沖縄支所においては作物，気象など熱帯とかなりの共通性を有する亜熱帯の農業技術に関する研究を行なうとともに，熱帯農業研究の成果の亜熱帯への適用，熱帯温帯間の作物馴化等に関する試験研究を行なうものとしている。研究課題については，詳細は目下検討中であるが，当面考えられるものは，例えば次のようなものを予定している。

① 有用作物および優良品種の導入ならびにその特性に関する研究

（さとうきび，パインアップル，飼料作物，水稲等）

② 作物の生理生態に関する研究

(a) 作物の養分吸収特性と施肥法に関する研究

(b) 作物の水分生理ならびに干害防止に関する研究

(c) 風害防止に関する研究

③ 病害虫の生態および防除に関する研究

(a) 主要病菌の生態と防除に関する研究

(b) 主要害虫の生態と防除に関する研究

(c) 土壌線虫の生態と防除に関する研究

④ 畑地の地力維持増進に関する研究

(2) 沖縄農業への寄与

沖縄支所の業務は上記のとおりであるが，このことは同時に沖縄農業の振興に寄与するところ大なるものがある。すなわち，

① 沖縄の基幹作目たるさとうきび，パインアップル，肉畜，稲等に関する試験研究を拡充強化することにより，農業生産の振興に寄与する。

② 広く熱帯または温帯地域から優れた品種系統，栽培技術等を導入して地域に適合する品種，技術体系を確立するために大きな役割を果たしうる。

③ 沖縄における既存の試験研究機関の諸活動とつねに密接な連携・協力を確保し，研究を効果的に進めることにより，その諸活動を通じて沖縄における農業研究の総合的レベルアップと研究者の資質の一層の向上に寄与することが期待される。

なお，近年琉球政府は熱帯農業研究に関する機関の設置に強い熱意を示し，数次にわたる設置要請が行なわれているが，沖縄支所の設置はこれらの要望に十分応えられるものと考えられる。

(3) 沖縄支所の組織定数および予算

① 組織定数

支所は，昭和44年 10月1日，支所長および研究職1名，合計2名をもつて発足する予定であるが，施設等の整備と相まつて逐次拡充してゆきたい。

② 予 算（沖縄支所分）

	千円
熱帯農業研究センターの運営に要する経費（人件費等）	3,751
推進に必要な経費（設置調査費 等）	4,991
計	8,750

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

熱帯農業研究センター沖縄支所の設置

44. 5. 20
米北一

5月19日農林省農林水産技術会議事務局総務課 豊(そのだ) 事務官は北米一課に来訪、本件に関する同事務局関係官と翁長琉政農林局長との会談メモ（別添1）を手交するとこ、その補足説明要旨下記のとおり。

記

1、琉政側は支所の開設には前向きの態度なるも、琉政が予算的支出を行なってまで積極的に取り組むことには困難のみとの印象を受けた。また琉政は砂糖キビ、パイン に関心を有し、水稲は望んでいない。

GA 6　外務省

琉政が候補地として考慮している石垣島飛行場とは、現在米軍管理下の黙認耕作地で、32名が耕作しており、離農、補償問題等困難な問題が予想され、

翁長局長に対し選定基準案（別添2.）を手交し、他の候補地二、三の選定を依頼した。

2、本件支所設置に伴なう農林省設置法改正案は国会（延長）会期問題がからみ、大巾に遅れることが予想されるので、改正案の国会通過をまたず6月上旬に候補地の下調べのため職員2名の現地派遣を考慮しており、特連局岸技助業務課長も了承したので、近く正式に文書をもって特連局に依頼する予定である。

国有地か？

GA 6　外務省

別添1

44-5-16

琉球農林局長の来訪について(メモ)

琉球側　綺長農林局長
　　池田東京事務所渉外官
技会側　川井参事官
　　総務課長、課長補佐
　　試研室長

会談の際綺長農林局長から示された意向は次のとおり。

1 試研センター支所の設置について

○ 支所設置の場所は、石垣島飛行場跡地を考えている。宮古島は考えていない。

○ 林務の問題は、大きな問題ではない。
　―(果樹病害の高位の被害があるのではないかの質問に対して)

○ 用地取得の問題についての協力要請は了解。「検討」以上のことをしなければならないだろう。
　―(用地取得については、予算面を含めて、協力願いたい。本土の場合試験場が土地の斡旋をする事例が多い。土地確保は国にせる。
　この問題については、林務問題を含め、よろしく「検討」願いたい。
　との要望に対して)

○ 試研センター支所においては、さとうきび、パインを研究してもらいたい。

農林省

2 琉球農業試験場の整備等について

○ 本場はさとうきびを中心にし、八重山支場はパイン、宮古支場はさとうきび。つけ支場は廃止の方向。名護支場については、縮小を迫られるが、本土復帰後の体制の検討を見込んで保留している。

○ 本土復帰後の沖縄における試験研究体制を早期に検討してもらいたい。
　―(これに対しては、検討を約するとともに、試験研究についての概略方針を当分として検討中の旨を伝えた。)

○ 鹿児島県副知事一行が沖縄を訪問し、試験研究についても協力関係を推進する動きがあるが、琉政としても勘案している。

○ 模範農場は、試験場と別個になっているが、今後は試験場に統合させ、専門家も各部門に配置する方向が好ましい。

3 その他

○ 本土における植物防疫上の障壁を排除し、動物検疫の簡素化を切望している。

農林省

別添2

44.4.11

沖縄支所設置場所選定基準(案)

沖縄支所の設置場所については、下記の条件を考慮して、最も適当と考えられる土地を選定する。

I 研究環境

① 気温がアジアの亜熱帯地域の平均値に近くかつ なるべくその平均値よりは熱帯との関連性が高いこと。

② 平坦な土地最低20haが原則として一団地で得られること。

③ 約20haの団地のうち約2haは水田として利用できること。それができない場合、約2haの水田が当該団地から約2km以内の交通便利な他に確保できること。

④ 特殊土壌 例えば強酸性土壌、アルカリ性土壌、重粘土壌、マージ等でないこと。

⑤ 約20haの団地のうち約3ha程度は酸性土壌の土地であること。そうでない場合 約3ha程度の酸性土壌の土地が当該団地から約2km以内の交通便利な他に確保しうること。

⑥ 有効土層が約1m程度以上深いこと。

⑦ 圃場造成が容易であること。

⑧ 次のような用水の取得が容易なこと。

ア) 水量

研究用水 8トン/日

圃場用水 1800トン/日

イ) 水質

塩類濃度がうすく、その他特殊成分を含まないこと。

工場廃液、潮水等が流入しないこと。

⑨ 台風被害がなるべく少ないこと。

このため防風林があるか、またはその造成が容易なこと。

⑩ 潮風害が少ないこと。

(2) 生活環境

① 整備された医療施設が容易に利用できること。

② 小学校、中学校、高校への通学が便利なこと。

③ 日用生活品の入手が容易なこと。

④ 公共機関(役場、郵便局、警察署、消防署等)の利用に便なこと。

⑤ 交付者の通勤の容易な地に宿舎建設が可能であり、宿舎用地として1/4ヘクタール得られること。

秘
業期限

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

熱帯農業研究センター沖縄支所設置

44.6.26
北一（訓）

6月25日農林省農林水産技術会議事務局豊及び内山両事務官は当課に来訪、去る4月22日より2週間にわたり現地にて沖縄支所設置候補地を視察した結果につき、要旨下記のとおり説明した。

記

1、候補地

候補地としては石垣島平喜名(旧海軍飛行場跡)が最適とみられ、本島その他には適地は見あたらない。同飛行場跡とは約2クエクタールで、国有地であるが、支所はこれの全地域を畑作地として予定している。また熱帯農研は、この外水田候補地として隣接地域民有地を予定しているが、この地域は買収する予定でみる。

なお、上記国有地は現在民政府が管理しているが、3/4の農民に対し、月ぎめ賃貸契約により耕作をさせている。

2、現地側の態度

(1)、民政府

支所設置には賛成であるとして協力を約し、また平喜納は技術的な見地よりみて欠かんがない、と述べている（ビショップ主席補佐官、齊藤、仲尾次両農業事務官）。

(2)、琉球政府

当初より最適地として推薦した全農が
あるが、国有地耕作農民の補償に応ずる
とし、71会計年度に予算計上を行なう旨話
つた。

また農林局農業改良課長はさきに村民
と懇談し、具体的補償等として(1)、代替
農地の提供、(2)、離農農家に対する作物補
償の案を提示した趣である。

(ア)、農民側
石垣市議会は2月28日 緊急農研諮
決議を行なつたが、農民は反対的態度
で3月16日 八重山地方庁に対し反対陳
情を行なつた趣である。(琉政及び現地財産
管理官は結局補償額如何により解決できるとみている)

3. 今後の進め方

(1)、農林省としては平喜納を第一候補と
して進めたいと考えている。農民との補償
問題は琉政側に一任する考えであるが、
10月1日の引渡期日までに解決するか
どうか問題がある。しかし補償問題解
決の目途がその日までにつけば、実際の
農民の立退きが多少遅れても差支えない。

(2)、他方国有地の使用について、今後外務
省主導に米側との折衝をお願いしたいが、
農林省としては、暗に地を使用させて
もらえば目的を達するのであり、同地を日本
政府の財産とし、登録されるようなことは要求
しない。
外務省の米側と話合う前に現地
合意(2、国有地ということなく(次ページ
参照)、そのために、農林省より琉球
大民政と話合せることが大変よい
ものである。(サトウ)(上)

6/30 接業済

GA-6
(両省共通)
(5/4)

GA-6 外務省

GA-6 外務省

荒井鼻(八重山支部)

名護湾

琉球農試八重山支場

支所候補地（国有地）〔畑のみ〕

支所水田候補地（民有地）

宿舎用地候補地（民有地）

5月22日 在京米大 Ahn書記官に対
取り次ぎ依頼の訪中目的、日程、USCARに
通報文要請。

熱帯農業研究センター

沖縄支所設置のための予備調査（案）

1. 目的　支所設置のための本格的な調査については農林省設置法の一部改正法案の国会通過をまって開始するものとするが、設置時期の切迫等の事情もあり早期に設置場所の選定と用地確保の確実な見通しを得る必要があるので、事前調査として、候補地の実態を把握するとともに用地確保のため必要な諸措置について琉政側の協力を得て、その促進を図るものとする。

2. 派遣者

農林水産技術会議事務局

熱帯農業研究管理室　室長補佐　内山泰孝

農林水産技術会議事務局

整備課　課長補佐　井ノ瀬英夫

農　林　省

沖縄支所設置のための事前調査日程(案)　昭.44.5.21

日日	曜	旅行	訪問先、業務内容	宿泊地
6.1	日	東京 JL-921 那覇 (11:45 または 9:30) (13:30 / 12:00)		那覇
2	月		沖縄事務所、琉政農林局	〃
			USCAR 〃	
3	火	那覇 NU-61 石垣 (8:30 / 9:50)	八重山地方庁、石垣市	石垣
4	水		現地調査	〃
5	木		〃	〃
6	金		〃	〃
7	土	[1名のみ 石垣 NU-74 那覇 (14:05 / 15:25)]	現地調査	(1名 那覇) 〃
8	日	[1名のみ 那覇 JL-906 東京 (12:50 / 15:05)]	(1名帰国) 〃	(1名帰国) 〃
9	月		〃	〃
10	火		〃	〃
11	水	石垣 NU-64 那覇 (12:15 / 14:25)	沖縄事務所	(那覇
12	木		琉政農林局	〃
13	金		〃 USCAR	〃
14	土	那覇 JL-904 東京 (17:50 / 20:05)		

北米オ一課長

農林省農林水産技術会議事務局長
の訪沖について

45.6.6
米北1

農林省より、熱帯農業研究センター沖縄
支所の開所式を主催するため、横尾農林
水産技術会議事務局長外2名が別紙
日程により訪沖する旨及びこれに関する便宜
供与は同省より対等方に公信をもって要請
ずみなる旨（対等方より当省に対しては何ら
連絡なし）連絡越しのご、ご参考まで。
なお、沖縄支所の開所は6月10日、また
本件に関する口上書の交換は6月8日行なう
予定。

~~別紙~~

横尾局長出張日程表（児玉総定官随行）（星出室長随行）

月日	曜日	日程	用務	宿泊地
6月 9日	火	東京 9.50 —JAL721→ 那覇 13.30	日本政府沖縄事務局長挨拶 沖那復帰準備委員会高瀬大使挨拶 USCAR民政官挨拶 琉球政府主席挨拶 琉球政府農林局長懇談	那覇
10日	水	那覇 8.30 —NU61→ 石垣 9.55	開所挨拶 ~~支所候補地、宿舎予定地視察~~ 為替視察	石垣
11日	木	石垣 10.15 —NU62→ 那覇 11.25	中部および南部農村地帯視察	那覇
12日	金		琉球農業試験場 視察 模範農場 〃 畜産試験場 〃 家畜衛生試験場 〃	
		那覇 16.50 —NW004→ 東京 19.05		
		那覇 17.00 —JL906→ 東京 19.15	（児玉総定官） （星出室長）	

なお、開設準備および用地、建設関係調査のため、3名が先行する。（上記のほか）

農林各設置法改正案が国会通過した場合に
本件調査団を派遣する由、沖縄事務所より
通じ琉政には通報済みの趣。 42.8.2

熱帯農業研究センター
沖縄支所設置調査団

1、期日　09:30 羽田発 JL 905
8月6日 ～ 13日
(但し 横尾局長のみ 8月6日～9日)

2、調査員

横尾 正元（まさもと）	農林水産技術会議事務局 長
児玉 敏夫	農林水産技術会議事務局 研究管理官
川田 則雄（かわだ のりお）	農林水産技術会議事務局 整備課長
星出 暁（ほしで さとる）	農林水産技術会議事務局 熱帯農業研究管理室長
藤池 功久（ふじいけ よしひさ）	農林水産技術会議事務局 総務課
石塚 又五郎	農林水産技術会議事務局 熱帯農業研究管理室

農　林　省